文京区一般廃棄物処理基本計画(モノ・プラン文京) 中間のまとめ(素案)

2020(令和2)年8月 文京区

目 次

第1章 計画の概要	1
1. 1 計画改定の目的	
1. 2 リサイクル清掃事業をとりまく状況の変化	1
1. 3 計画の位置づけ	3
1. 4 計画の期間	3
第2章 リサイクル清掃事業の課題	4
2. 1 地域特性からみた課題	4
2. 2 3Rの課題	7
2. 3 適正処理の課題	8
第3章 基本理念 • 基本方針	10
3. 1 基本理念	10
3. 2 基本方針	11
第4章 計画の推進体制	12
4. 1 双方向の情報交換と区民参画	12
4. 2 区の推進体制	12
4. 3 文京区リサイクル清掃審議会	12
4. 4 PDCAサイクルによる進捗管理	13
第5章 計画の目標	14
5. 1 2019 (令和元) 年度のごみ・資源量の推計	14
5. 2 現状施策で推移した場合のごみ量の予測	15
5. 3 現行計画の目標達成状況	17
5. 4 新計画の目標値	18
第6章 進捗の管理	19
6. 1 基本指標	19
6.2 モニター指標	20
6. 3 PDCAサイクルによる進捗評価の概要	21
第7章 目標達成のための具体的施策	22
7. 1 施策のための体系	22
7. 2 重要施策	23
7. 3 個別施策	35
第8章 生活排水処理	49
8. 1 収集状況	49
8.2 処理方法	49

参考資料.		51
資料1	ごみ・資源の現状	53
資料2	基本的なごみ処理体制	58
資料3	ごみ・資源量の推計	6C
資料4	循環型社会の実現に向けた国内外の動向	65
資料5	排出実態調査の結果	71
資料6	容器包装プラスチック分別収集の環境負荷・コスト評価	84
資料7	文京区リサイクル清掃審議会委員・幹事名簿	86
資料8	計画の策定経過について	87
資料9	語句の説明	88

本計画内の表記について

- ※令和元年度とは2019年4月から2020年3月までを表します。
- ※図表の数値については、端数処理のため、内訳と合計が一致しない場合があります。

第1章 計画の概要

1.1 計画改定の目的

これまで本区では、2016 (平成28) 年3月に中間年度見直しを行った「文京区一般 廃棄物処理基本計画 (モノ・プラン文京)」(以下「現行計画」といいます。)に基づき、様々 な施策を実施し、循環型社会の実現を目指してきました。これらの施策に対する区民や事 業者のご協力により、2019 (令和元) 年度まで区民1人1日当たりのごみ量は着実に減 少しています。

しかし、2015 (平成 27) 年度から減少していた区収集のごみ総量は、2019 (令和元) 年度に4年ぶりに増加に転じました。

このような状況の中、現行計画の期間満了を迎えることから、より一層のごみの減量・ 資源化の促進と適正処理を推進し、東京都をはじめ周辺自治体と連携しつつ、区民・事業 者・区が連携して、「区民が安心して暮らせる循環型社会の実現」を目指すため、現行計画 を改定します。

1.2 リサイクル清掃事業をとりまく状況の変化

本区が行った現行計画の見直しから5年が経過し、この間、循環型社会の形成をめぐる 社会情勢は大きく変化しています。

国際的な動向では、2015 (平成 27) 年9月の国連サミットで、2016 (平成 28) 年から 2030 (令和 12) 年までの国際目標である「持続可能な開発目標 (SDGs)」として持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットが示されました。このうちゴール 12「つくる責任 つかう責任」では、「持続可能な消費と生産のパターンを確保する」ことを求めており、食品ロスについて 2030 (令和 12) 年までに半減するという目標が掲げられています。

また、2016(平成 28) 年 11 月には、2020(令和2)年以降の温室効果ガス排出 削減のための新たな国際枠組み「パリ協定」が発効し、我が国では 2030(令和 12)年 度の温室効果ガスの排出量を、2013(平成 25)年度の水準から 26%削減することが目 標として定められました。

さらに、2019 (令和元) 年6月の G20 大阪サミットでは、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を 2050 (令和 32) 年までにゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。

国では、循環型社会の形成に向けて、「第四次循環型社会形成推進基本計画」(平成 30 年6月閣議決定)が策定されました。この計画では、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環③適正処理の更な

る推進と環境再生などを掲げています。

また、世界的に問題とされている個別の品目に対応するため、水銀と食品ロスについては、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」(平成28年12月施行)や「食品ロスの削減の推進に関する法律」(令和元年10月施行)がそれぞれ制定されました。

さらに、プラスチックについては、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための 戦略「プラスチック資源循環戦略」(令和元年5月施行)が策定され、脱プラスチックなど に向けた目標値が設定されました。

東京都では、2016 (平成 28) 年3月に「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を策定しました。これは、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会とその後を見据え、企業、関係団体、自治体等との連携を強化し、東京の活力を力強く維持・発展させていくため、東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針(平成 27 年3月策定)を具体化するものです。

また、2050(令和 32)年までに二酸化炭素排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを宣言し、2019(令和元)年 12 月に具体的な取組・ロードマップをまとめた「ゼロエミッション東京戦略」を策定しました。

1.3 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」といいます。)第6条第1項に位置づけられる一般廃棄物処理基本計画です。

『「文の京」総合戦略』を上位計画とし、国や東京都、東京二十三区清掃一部事務組合の計画等との整合を図って策定しています。

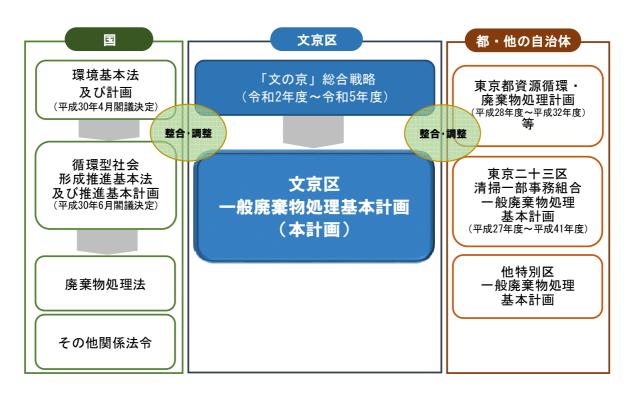


図 1-1 本計画の位置づけ

1.4 計画の期間

計画期間は2021(令和3)年度から2030(令和12)年度までの10年間とし、社会・経済情勢等の変化を考慮し中間年度(2025(令和7)年度)で見直しを行います。また、一般廃棄物処理をとりまく状況に大きな変化があった場合には、中間年度にかかわらず見直しを行います。



図 1-2 計画期間

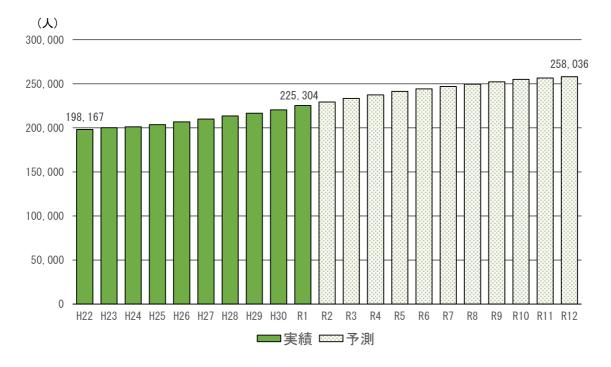
第2章 リサイクル清掃事業の課題

2.1 地域特性からみた課題

1 人口

本区の人口は、2010 (平成 22) 年度の 198,167 人から 2019 (令和元) 年度の 225,304 人へと、27,137 人 (13.6%) 増加しています。今後も、人口増加が続き、 2030 (令和 12) 年度には 258,036 人になると予測しています。

人口増は区収集ごみ量増加の大きな要因ですので、遅滞なくごみや資源を収集できる態勢の確保が必要です。



(各年度10月1日現在)

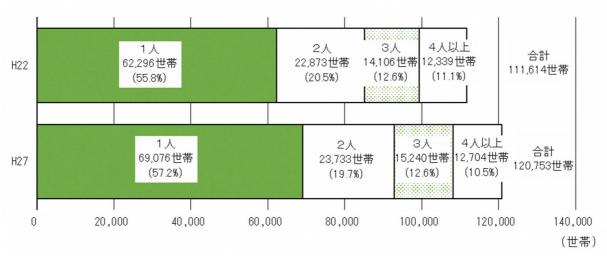
(出典) 実績:住民基本台帳 予測:本計画予測値

図 2-1 本計画における人口の推移

2 世帯構成

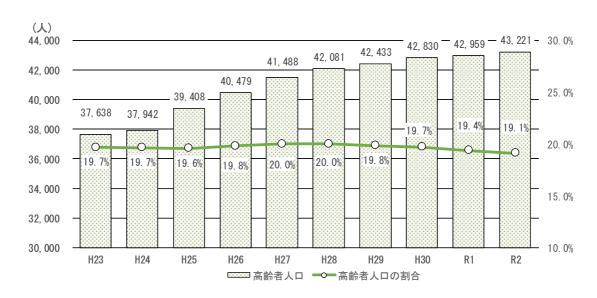
2010 (平成 22) 年と 2015 (平成 27) 年の国勢調査における結果を比較すると、文京区の 1 人世帯は 6,780 世帯増加しています。この中には、地域との結びつきが比較的弱い、ワンルームマンションなどに居住する若年単身者も多くいると考えられます。これらの世帯に対して、ごみ・資源の分別や排出方法などの基礎的な情報を効果的に伝える方策を検討する必要があります。

一方で、65 歳以上の高齢者人口が増加しており、ごみ出しが困難な高齢者等を対象と した訪問収集などの施策がさらに重要になってきます。



(出典) 国勢調査

図 2-2 世帯構成



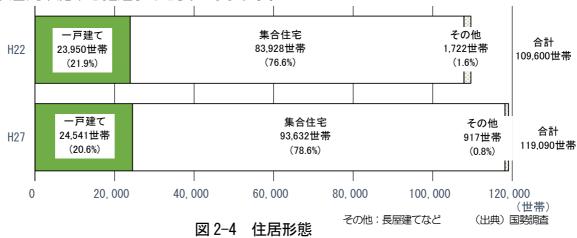
(各年1月1日現在)

(出典) 住民基本台帳

図 2-3 高齢者人口

3 住居形態

同じく2010(平成22)年と2015(平成27)年の国勢調査における結果によると、 全世帯のうち集合住宅に居住する世帯は9,704世帯増加しており、78.6%の世帯が集合 住宅に居住しています。集合住宅の増加傾向が見られることから、集合住宅の特性を生か した普及啓発や施策を推進する必要があります。



4 事業活動

本区内の事業所の56.4%は従業者数が4人以下の事業所です。事業活動に伴って排出されるごみについては自己処理が原則ですが、排出日量50kg未満もしくは従業員20人以下の事業所に限って、例外的にごみ集積所に排出することができます。これらの事業所については、許可業者収集への移行や、区収集を利用する場合においては、事業系有料ごみ処理券の貼付が徹底されるような施策を検討する必要があります。

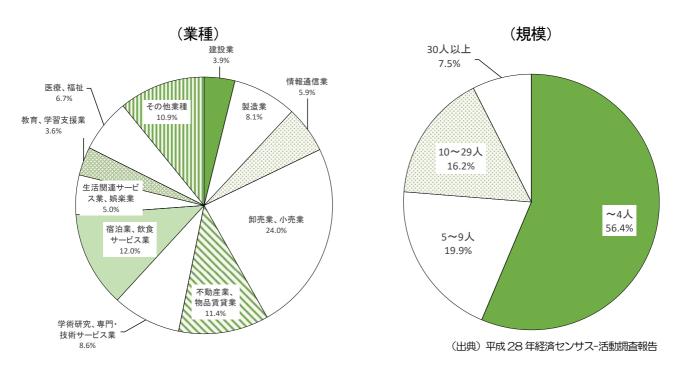


図 2-5 事業所の業種と規模

2.2 3Rの課題

1 分別の徹底

2019 (令和元) 年度に実施した「文京区家庭ごみ組成分析調査」(資料編「資料5」参照)から、紙類、びん、缶、ペットボトルなどの資源物が、可燃ごみの 19.8% (平成 26年度 21.4%)、不燃ごみの 8.4% (平成 26年度 12.3%)を占めていることがわかりました。これら資源物の割合は、前回 2014 (平成 26)年度の調査結果と比較すると改善されていますが、さらに割合を下げてごみ減量を推進するため、より一層の分別の徹底が必要です。

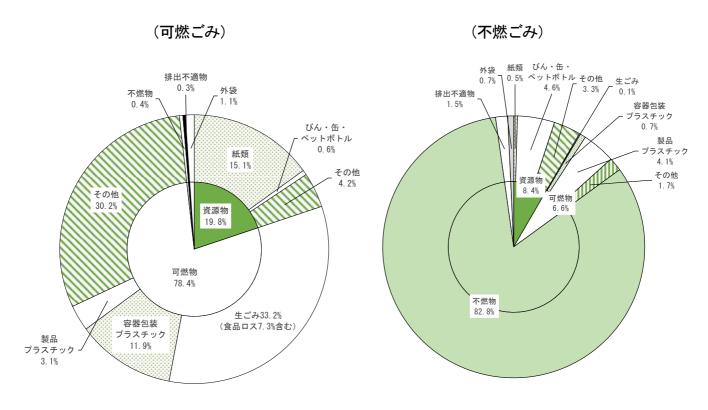


図 2-6 2019 (令和元) 年度文京区家庭ごみ組成分析調査結果

2 食品ロスの削減

2019 (令和元) 年度文京区家庭ごみ組成分析調査から、家庭から出る可燃ごみのうち 33.2%は生ごみが占めています。中でも、食べられるのに捨てられてしまう食品ロスが可燃ごみの 7.3%を占めています。食品ロスについては、我が国は食料を輸入に依存していること、世界では飢えや栄養不良で苦しんでいる人が多数いることなど国際的にも問題となっていることを踏まえて、食品ロスを削減することの重要性を区民や事業者に普及啓発することが重要です。

3 プラスチックごみの削減

2019(令和元)年度文京区家庭ごみ組成分析調査から、家庭から出る可燃ごみのうち 11.9%は容器包装プラスチック、3.1%は製品プラスチックで、プラスチックごみが 15.0%を占めています。プラスチックごみについては、海洋プラスチック問題が国際的な 関心事になっていることを踏まえて、プラスチックをできるだけ使わないライフスタイル や事業活動への変換を促進する必要があります。現在(令和3年3月31日時点)、サーマルリサイクルを行っている容器包装プラスチック等について、環境負荷削減効果と必要 な費用のバランスを考慮して、分別収集の導入の是非を検討する必要があります。

2.3 適正処理の課題

1 円滑な収集・処理

2019(令和元)年度の区収集ごみ量は、人口の増加などにより、前年度より増加しました。

さらに、全国各地で毎年のように災害が発生し、災害廃棄物の適正処理が問題となっています。このような状況においても、区は、排出されたごみを生活環境に影響を及ぼさないよう、遅滞なく収集する態勢を整備しておく必要があります。

また、収集したごみを適正に処理するため、十分な能力を持った清掃工場等の中間処理施設を確保しておく必要があります。中間処理施設は、計画から施設整備まで長い期間を要することから、東京二十三区清掃一部事務組合や他の特別区と連携して、中間処理施設の円滑な確保が必要です。

表 2-1 年度別区収集ごみ量

単位(t/年)

左		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	可燃ごみ	40, 522	39, 861	39, 755	39, 585	40, 238
区収集	不燃ごみ	1, 666	1, 597	1, 517	1, 486	1, 423
ごみ	粗大ごみ	1, 254	1, 317	1, 324	1, 314	1, 269
	合計	43, 442	42, 776	42, 596	42, 385	42, 930

2 ごみ処理の工程で発生する環境負荷の抑制

3R(リデュース・リユース・リサイクル)によりごみとなるものを減らすことは、循環型社会形成に向けて重要な要素です。

しかし、最終的にごみとなるものを無くすことはできません。持続的発展が可能な循環型社会の実現のためには、ごみとなってしまったものの適正処理も重要です。収集・運搬・焼却処理・埋立処分といった、ごみ処理の全工程にわたって、温室効果ガスやエネルギーの削減だけでなく騒音や悪臭などを含めた環境負荷を抑制する総合的な努力が必要です。

3 ごみ出しマナーの向上

ごみ出しマナーは、ごみ処理の効率に影響するばかりでなく、地域の公衆衛生や景観に対しても大きく影響します。

また、ごみ集積所における問題は、地域社会でトラブルになる場合もあり、ごみ出しマナーの向上のために、相談・指導などの施策を行う必要があります。

4 排出者負担の適正化

「廃棄物処理法」や「文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」では、「事業者は、 事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と規定されており、 事業所から排出されるごみは、一般廃棄物処理業者に処理委託をするなどの自己処理が原 則です。区の財政負担の軽減や民間活力の育成という面からも、事業系一般廃棄物の民間 処理を推進する必要があります。

家庭ごみについては、多摩地域ではほとんどの自治体が有料化を導入している一方で、 23 区で導入している区はありません。国は、国全体の方針として、一般廃棄物処理の有料化を推進する観点から、「一般廃棄物有料化の手引き」を発行するなど、自治体に対して家庭ごみ有料化を推進しています。家庭ごみ有料化は、排出量に応じた負担の公平性を確保し、ごみ問題に関する区民の意識改革などが期待され、導入自治体の事例では、ごみ減量効果があることが確認されています。そのため、家庭ごみ有料化についても、導入の是非について調査・研究する必要があります。

第3章 基本理念·基本方針

3.1 基本理念

現行計画の基本理念「区民が安心して暮らせる循環型社会の実現」は、本区が国に先駆けて行ってきた2Rを優先する考え方と、東日本大震災等を踏まえた「安全・安心」が確保された循環資源の流れの構築が重要なことを考慮して設定されました。この考え方は、見直し後5年が経過した現在でも、色あせるものではありません。

私たちは物質的に恵まれた豊かな暮らしを享受していますが、その陰で、大量の食品口スを生み出し、便利に使われたプラスチックが海洋汚染を引き起こすなど、廃棄物問題が、その恩恵を享受していない人間や人間以外の生物にも影響を及ぼしており、世界的な課題となっています。

世界は、貧困、人権、平和などさまざまな問題に直面しています。SDGs はこのような地球規模の問題について、「誰ひとり取り残さない」という共通理念の基に掲げられたゴールとターゲットです。私たちが循環型社会を実現することは、世界につながっています。そして、私たちが享受している豊かさは、将来世代のニーズも満たすよう継承して行かなければならないことは言うまでもありません。そして何よりも、循環型社会の実現は、今、文京区に生きる私たち自身のためであるということを忘れてはなりません。

以上より、基本理念は現行計画を引き継ぐものとし、キャッチフレーズとして「私たちのために、世界のために、そして未来のために」を新たに設定します。

区民が安心して暮らせる循環型社会の実現

~ 私たちのために、世界のために、そして未来のために ~

3.2 基本方針

区民が安心して暮らせる循環型社会を実現するため、次の3つの基本方針に基づき施策を実施します。

基本方針1 区民・事業者・区が協働で取り組む2尺の推進

現行計画の考え方を引き継ぎ、Reduce (発生抑制)とReuse (再使用)の2RをRecycle (再資源化)に先立って推進します。2Rの基本は「断る (Refuse)」ことですので、区民・事業者が不要物を断りやすいような環境を整備するとともに、私たちのライフスタイルが、世界につながっていることなどについて普及啓発に努めます。

基本方針2 環境負荷低減効果を考慮したリサイクルの推進

2Rの取組を行った上で排出された不用物については、リサイクルを推進します。リサイクルの目的は、温室効果ガスをはじめとした環境負荷を低減することですので、区がリサイクルシステムを整備する際には、環境負荷の低減効果とそれに係る経費、すなわち、費用対効果を考慮してリサイクル施策を実施します。

基本方針3 安全・安心な適正処理の確保

リサイクルを行った上で排出されたごみについては、速やかに収集し、東京二十三区清掃一部事務組合において 23 区共同で中間処理をしてごみを減容化した上で、東京都の最終処分場に埋め立てます。

また、災害時においても、ごみの適正処理は重要なライフラインと認識し、非常時に備えていきます。

第4章 計画の推進体制

4.1 双方向の情報交換と区民参画

本計画を具体的かつ効果的に遂行するためには、区民等の協力と各主体間の信頼の構築が不可欠です。区は、区民等が主体的にリサイクル清掃事業に参画できるよう、区民等との双方向の情報交換を図る必要があります。そのため、本区は「文京区一般廃棄物処理計画(平成 23 年度~平成 32 年度)」から明確に位置づけられている区民参画の考え方を踏襲し、より積極的な区民参画を図っていきます。

また、区民が安心して暮らせる循環型社会を実現するためには、地域活動団体やNPOの役割が重要です。本区は、これらの団体と協働しながらリサイクル清掃事業を推進するとともに、団体が自主的かつ積極的に活動できるよう、育成支援を行っていきます。

4.2 区の推進体制

本区はリサイクル清掃部署だけでなく、全庁を挙げて本計画の推進を図ります。リサイクル清掃部署は関連する事業を行っている部署と連携しながら事業を進めます。

また、庁内のごみ減量活動等については引き続き、全部署が一体となって取り組んでいきます。

4.3 文京区リサイクル清掃審議会

「文京区リサイクル清掃審議会」は区長からの諮問事項を審議し、その結果を答申に取りまとめることを中心に運営していますが、リサイクル清掃事業について幅広い意見を述べてもらう場でもあります。本区は審議会と連携しながら、円滑な事業展開を図っていきます。

4.4 PDCAサイクルによる進捗管理

本計画では、計画策定(Plan)⇒施策実施(Do)⇒施策評価(Check)⇒見直し(Action) というPDCAサイクルにより、毎年度、計画の進捗状況を管理していきます。評価にあ たっては、区収集ごみ量や区内の事業所から発生する持込ごみ*量などの行政データ*を把 握し、活用します。

また、必要に応じてごみ排出についての実態調査やアンケート調査を行います。

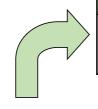
区民の意見を幅広く施策に反映させるため、これらのデータを参考に、文京区リサイクル清掃審議会で審議し、評価します。

※持込ごみとは

排出事業者が清掃工場などに自らあるいは許可業者に委託して搬入するごみです。

※行政データとは

毎年、文京区が把握しているデータで、ごみ量としては、「区収集ごみ量」、「持込ごみ量」、 資源量としては、「集団回収量」、「集積所回収量」、「拠点回収量」、「粗大ごみ資源化量」です。



1. 一般廃棄物処理計画の策定(Plan)

- ①一般廃棄物処理基本計画の策定・改定
- ②実態調査に基づく目標値の設定
- ③一般廃棄物処理実施計画の策定

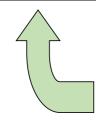


4. 一般廃棄物処理計画の見直し(Act)

一般廃棄物処理システムの改善と新しい目 標値の検討

2. 一般廃棄物処理計画の施策実施(Do)

- 般廃棄物処理計画に基づいた施策の実施



3. 一般廃棄物処理計画の施策評価(Check)

- ①行政データによる毎年度の評価
- ②目標値の達成状況確認
- ③ごみ排出についての実態調査やアンケ-トの実施(計画改定時等)

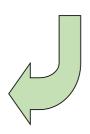


図 4-1 PDCAサイクル

第5章 計画の目標

5.1 2019(令和元)年度のごみ・資源量の推計

2019 (令和元) 年度に実施した「文京区一般廃棄物処理基本計画改定に係る基礎調査報告書」と行政データなどから推計した令和元年度のごみ・資源量の推計を表 5-1 に示します。表 5-1 の左側は年間ごみ・資源量を表したもの、右側は 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ量を表したものです。

表 5-1 2019 (令和元) 年度のごみ・資源量の推計

		年間ご	み・資源量	1人1日当たりの 家庭系の量	
		家庭系	事業系	合計	多庭系の里 (g/人日)
	区収集可燃ごみ	27, 295	12, 943	40, 238	331.0
<u>_n</u>	区収集不燃ごみ	990	433	1, 423	12.0
ごみ	粗大ごみ	1, 269	_	1, 269	15. 4
	持込ごみ	_	23, 052	23, 052	_
	合計	29, 554	36, 429	65, 982	358. 4
	拠点回収(行政回収)	176	_	176	2. 1
	集積所回収	8, 161	-	8, 161	99. 0
	集団回収	4, 291	-	4, 291	52. 0
\/Fr>	粗大ごみ資源化	377	-	377	4. 6
資源	店頭回収(自主回収)	61	-	61	0. 7
10.15	新聞販売店回収	64	-	64	0.8
	自家処理	80	_	80	1.0
	事業系リサイクル	_	27, 888	27, 888	_
	合計	13, 210	27, 888	41, 098	160. 2

5.2 現状施策で推移した場合のごみ量の予測

1 人口推計

区では、2020(令和2)年度から 2023(令和5)年度までを計画期間とする『「党の京」総合戦略』の策定に際して、将来人口を推計しています。推計は5年ごとの値ですので、その間の年は、人口が直線的に推移すると仮定します。このデータを利用して、2019(令和元)年度を1とした係数を算出し、2019(令和元)年10月1日の住民基本台帳人口に乗じて、2030(令和12)年度までの文京区の人口を推計しました。

表 5-2 人口推計

単位(人)

	本計画の 人口推計 ※
令和元年度	225, 304
令和 2年度	229, 362
令和 3年度	233, 420
令和 4年度	237, 478
令和 5年度	241, 536
令和 6年度	244, 234
令和 7年度	246, 931
令和 8年度	249, 629
令和 9年度	252, 327
令和10年度	255, 025
令和11年度	256, 530
令和12年度	258, 036

※令和元年度は実績値。各年度10月1日現在。



図 5-1 本計画の人口推計

2 現状施策で推移した場合のごみ量

表 5-1 で推計した 2019 (令和元) 年度のごみ量と表 5-2 で推計した人口をもとに、 以下の方法で、2025 (令和7) 年度 (中間見直し) 及び 2030 (令和12) 年度のごみ 量を推計しました。

①家庭系ごみ:1人1日当たりの量は変わらず、ごみ量は人口の増減で変化すると仮定した。

②事業系ごみ:2019(令和元)年度のごみ量で推移すると仮定した。

表 5-3 現状施策で推移した場合のごみ量の推計

単位 (t/年)

家庭系				事業系				△≞ᠬ	
	可燃	不燃	粗大	小計	可燃	不燃	持込	小計	合計
令和元年度	27, 295	990	1, 269	29, 554					65, 982
令和7年度	29, 833	1, 082	1, 388	32, 302	12, 943	433	23, 052	36, 429	68, 731
令和12年度	31, 175	1, 130	1, 450	33, 755					70, 183

5.3 現行計画の目標達成状況

現行計画では、2つの基本指標で進捗を管理し、「ごみ量」と「資源量」について数値目標を設定しました。

2020 (令和2) 年度の目標値と2019 (令和元) 年度の実績値を比較すると、 基本指標1の「区民1人1日当たりの総排出量」については、目標を達成しており、 基本指標2の「区民1人1日当たりの家庭ごみ排出量」については、目標達成率 95.1%でした。(基本指標については「第6章第1節 基本指標」参照。)

同様に、2020(令和2)年度の目標値と2019(令和元)年度の実績値を比較すると、数値目標「ごみ量」については、目標達成率87.3%で目標を達成するのは困難な状況です。

この要因として、人口の増加が考えられます。現行計画は2020(令和2)年度の人口を207,897人と推計しましたが、実際には2019(令和元)年度時点で225,304人と約1割上回っています。

また、数値目標「資源量」については、目標達成率 95.5%でした。「文京区家庭ごみ組成分析調査」結果から、可燃ごみや不燃ごみとして排出されている資源は減少しており、分別の徹底が浸透し、資源としてのリサイクルが進んでいると考えられます。

一方で、資源として排出される新聞や雑誌の購読自体が減少していることなどにより、資源量全体としては減少傾向にあります。

表 5-4 現行計画の基本指標と数値目標の達成状況

単位 (g/人日)

				<u> 12. (8/ / C H / </u>
	平成21年度 (推計値)	平成26年度 (推計値)	令和2年度 (目標値)	令和元年度 (実績値)
基本指標1 区民1人1日当たりの 総排出量	_	1, 075	987	958
基本指標 2 区民1人1日当たりの 家庭ごみ排出量	435	386	332	349 **2

※1 基本指標1は平成26年度から新たに設定された指標

※2 中間年度見直し(平成28年3月)時に設定した仮定値(A=66.1%、B=66.9%)を用いて算定した値

単位 (t/年)

					<u> </u>	
			平成21年度 (実績値)	令和2年度 (目標値)	令和元年度 (実績値)	
	ごみ量	令和2年度に平成21年 度比で約20%削減	70, 864	57, 592	65, 982	
Ì	資源量	令和2年度に平成21年 度比で約10%増加	38, 779	43, 047	41,098	

5.4 新計画の目標値

ごみ量を数値目標として設定すると、人口の増減などの要因によって影響を受けることになります。

また、資源量を数値目標として設定すると、発生抑制が進むと資源量が減少することになってしまいます。

そのため、新計画では、区民一人ひとりの努力の総体が反映されるように、ごみ量の総量による減量目標ではなく、第6章第1節で示す基本指標1および基本指標2の目標値を数値目標として表5-5のように設定します。区民1人当たりの減量目標を達成した場合の中間年度および最終年度のごみ量は表5-6に示すとおりです。

表 5-5 新計画の数値目標

単位 (g/人日)

		令和元年度 (推計値)	令和7年度 (中間年度)	令和12年度 (最終目標値)
基本指標1	区民1人1日当たりの総排出量	958	837	747
基本指標 2	区民1人1日当たりの 家庭ごみ排出量	358%	310	269

[※] 新計画策定時(令和3年3月)に設定した仮定値(A=67.8%、B=69.6%)を用いて算定した値

表 5-6 目標達成後のごみ量

単位 (t/年)

	家庭系			事業系				合計	
	可燃	不燃	粗大	小計	可燃	不燃	持込	小計	口币
令和元年度	27, 295	990	1, 269	29, 554	12, 943	433	23, 052	36, 429	65, 982
令和7年度	26, 195	965	1, 249	28, 408	11, 777	387	21, 323	33, 487	61, 895
令和12年度	23, 696	888	1, 160	25, 743	10, 642	342	19, 594	30, 579	56, 322

第6章 進捗の管理

本計画の目標を達成するためには、毎年度の進捗管理が重要です。進捗状況を管理するために「基本指標」と「モニター指標」という2種類の指標を用いています。基本指標は、 具体的な数値目標を設定し進捗状況を管理する指標です。モニター指標は、具体的な数値 目標は設定しませんが、毎年度その推移を把握する指標です。

6.1 基本指標

1 基本指標と目標値

現行計画に引き続き、次の2つの基本指標で進捗状況を管理します。

表 6-1 基本指標

基本指標1	区民1人1日当たりの総排出量(g/人日)
基本指標 2	区民1人1日当たりの家庭ごみ排出量(g/人日)

基本指標 1「区民 1 人 1 日当たりの総排出量」は、区が処理に関与するごみ・資源の総量を区民 1 人 1 日当たりの量に換算したものです。リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)、民間ルートでのリサイクル(資源の店頭回収、新聞販売店回収、事業系ごみのリサイクルなど)の結果として減少します。本計画ではごみ減量を図るとともに、資源についても2 Rを優先する観点から、これを基本指標として位置づけます。

基本指標2「区民1人1日当たりの家庭ごみ排出量」は、家庭から排出される収集ごみ 量の合計を区民1人1日当たりの量に換算したものです。リデュース・リユースに加え て、分別徹底の効果を測る指標となることから、基本指標として位置づけます。

基本指標の目標値を表 6-2 に示します。

表 6-2 本計画の数値目標(表 5-5 の再掲)

単位 (g/人日)

				+ LL (8/ / L H)
		令和元年度 (推計値)	令和7年度 (中間年度)	令和12年度 (最終目標値)
基本指標 1	区民1人1日当たりの 総排出量	958	837	747
基本指標 2	区民1人1日当たりの 家庭ごみ排出量	358	310	269

2 進捗の管理方法

進捗状況の管理に使用するデータを表 6-3 に示します。これらの数値を使用して、年度 ごとに基本指標を算定し、最終目標年度の目標値と比較をすることで進捗状況を管理しま す。

表 6-3 進捗状況を管理するための行政データと仮定値

指標の算定式		総排出量=W1+W2+W3+W4+R1
		家庭ごみ排出量= (W1×A) + (W2×B) +W3
		W1 区収集による可燃ごみ量
	行政 データ	W2 区収集による不燃ごみ量
算定に 使用す		W3 粗大ごみ量
		W4 持込ごみ量
るデー タ		R1 区が収集もしくは関与する家庭系リサイクル量 (集団回収、集積所回収、拠点回収、粗大ごみ資源化分の合計値)
	仮定値	A 区収集による可燃ごみに占める家庭ごみの割合67.8%
	(注)	B 区収集による不燃ごみに占める家庭ごみの割合69.6%

(注) 一般廃棄物処理基本計画の改定や大きな分別変更があった時点で実施する、ごみ排出についての実態調査やアンケート調査による推計値。区で実績を把握できないため、新たに調査を実施するまでの間、固定値とする。仮定値の算定方法は「資料3 ごみ・資源量の推計」を参照。

6.2 モニター指標

モニター指標は、ごみ量に関する指標、環境負荷に関する指標、コストに関する指標として、毎年度、その推移を把握します。各指標の具体的な内容は、表 6-4 のとおりです。

表 6-4 モニター指標

	家庭系リサイクル率
ごみ量に関する指標	事業系ごみ量
	事業系リサイクル率
電性な芸に関わて松梗	最終処分量
環境負荷に関する指標	収集車両のエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量
ココトに関ナス化価	人口1人当たり年間処理経費
コストに関する指標	ごみ・資源 1 t当たり年間処理経費

6.3 PDCAサイクルによる進捗評価の概要

表 6-5 にPDCAサイクルによる進捗評価の概要を示します。

毎年度、行政データを用いて担当部署による点検・評価を行った上で、文京区リサイクル清掃審議会で審議します。

また、計画改定時など必要に応じて、ごみ排出についての実態調査やアンケート調査を 実施し、ごみの組成や区民 1 人 1 日当たりのごみの排出量、区民や事業者の意識・意向等 を把握しながら点検・評価を行っていきます。

表 6-5 PDCAサイクルによる進捗評価の概要

頻』	頻度 毎年度		一般廃棄物処理基本計画改定時		
点検・記 方法		行政データや各施策の執行状況や達成状況などを 基に実施します。 ごみの組成割合や区民1人1日当たりのごみ 区民や事業者の意識・意向等についての調査 施します。			
点検・記 主体	評価の	担当部署による点検・評価を基本とし、文京区リサイクル清掃審議会で議論します。			
		●基本指標	●左記に次の項目を追加します。		
		区民1人1日当たりの総排出量(g/人日)	ごみ・資源のフロー		
		区民1人1日当たりの家庭ごみ排出量(g/人日)	家庭系収集ごみ量		
		●モニター指標	事業系収集ごみ量		
		家庭系リサイクル率(%)	ごみへの資源物の混入量		
点検・記	評価の	事業系ごみ量(万t/年)	区が収集・関与するリサイクル量		
項目		事業系リサイクル率(%)	区民の意識・意向		
		最終処分量(t/年)	事業者の意識・意向		
		収集車両のエネルギー消費量(GJ/年)及び	新たな施策の環境負荷評価		
		温室効果ガス排出量(t/年)	新たな施策のコスト評価		
		人口1人当たり年間処理経費(円)			
		ごみ・資源1t当たり年間処理経費(円)			
見直し の方法	・改善	一般廃棄物処理実施計画に反映します。	一般廃棄物処理基本計画に反映します。		
情報公園	開	区民に対して情報公開します。			

第7章 目標達成のための具体的施策

7.1 施策のための体系

目標達成のための具体的施策につき、施策の体系を項目ごとにまとめました。

- 1 区民を対象とした 普及啓発・協働の推進
- -(1)情報の提供
- -(2)イベント等の開催や環境学習の場の提供
- -(3) 地域活動団体等との連携
- 2 事業者を対象とした 普及啓発・協働の推進
- 一(1)情報の提供
- (2) 事業者との連携
- 3 家庭系の3Rの推進
 - (1) リデュース(発生抑制)の推進
 - (2) 生ごみ減量活動の推進
- --(3) モノを長く使うライフスタイルの促進
- (4) リユース(再使用)の推進
- (5)集団回収の推進
- (6) 資源回収の推進
- 4 事業系の3 Rの推進
 - -(1) 大規模・中規模事業所の3R推進
- -(2) 小規模事業所の3R推進
- -(3)区の率先した取組の推進

5 適正処理の推進

- -(1)適正な収集体制の維持
- (2) 区で収集しない廃棄物への対応
- (3) 適正排出の推進
- (4) 事業系ごみの自己処理の促進
- (5) 中間処理・最終処分
- (6) 災害時の対応
- (7) 感染症発生時の対応
- 6 運営管理体制の充実
 - -(1) 双方向の情報交換と区民参画
 - -(2) 国等への要望
 - -(3) 行政内部での連携
 - (4) 処理費用負担の検討
 - -(5)情報の公開

7.2 重要施策

1 食品ロス削減推進計画

(1)計画の背景

国内では、まだ食べることができる食品が生産・製造・販売・消費の各段階において、 日常的に廃棄され大量の食品ロスが発生しています。その量は、年間約 612 万トン (平成 29 年度農林水産省推計) であったとされています。

一方で、食料自給率は37%(平成30年度カロリーベース)で、その多くの食料を輸入に依存しています。

世界では、人口が急増し、飢えや栄養不良で苦しんでいる人が多数いることや、廃棄物の処理に多額の費用がかかっていることなどを考慮すると、食品ロスの削減は重要な課題です。このような背景のもと、国際的には SDGs において、2000 (平成 12) 年度と比較して 2030 (令和 12) 年度までに世界の食品ロス発生量を半減するという目標が掲げられています。

また、国では、「第四次循環型社会形成推進基本計画」(平成30年6月閣議決定)において、家庭系食品ロス量の2030(令和12)年度の目標値を2000(平成12)年度の食品ロス発生量の半減と設定しています。2019(令和元)年10月には「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」(令和2年3月閣議決定)においては、廃棄物処理法に規定する一般廃棄物処理計画との整合性を図り、当該計画の中に位置づけることも考えられるとしています。

本区では、2019(令和元)年度に実施した「文京区一般廃棄物処理基本計画改定に係る基礎調査報告書」において、家庭系可燃ごみの7.3%が食品ロスと推計されており、ご み減量の視点からも区内での食品ロスの削減が重要です。

これらを踏まえ、「文京区食品ロス削減推進計画」を策定します。

(2) 基本指針

食品ロスを削減するためには、区民・事業者・区の各主体がその重要性を理解し、食品をつくってくれた方の思いを忘れず、ライフスタイルや事業活動を変えていくことが必要です。そのため、本区では食品ロス削減を推進するため基本的な指針を次のように設定します。

一人ひとりが食品ロスを減らす大切さを理解し、行動する ~明るく楽しく果敢に取り組む、食口ス対策~

(3)目標値の設定

東京都では、「ゼロエミッション東京戦略」(令和元年 12 月策定)において、2030(令和 12)年度の主要目標として、2000(平成 12)年度と比較した食品ロス発生量の半減を設定しています。東京都の2000(平成 12)年度の食品ロス発生量は約76万トンと推計されていますので、その半分の約38万トンを目指すことになり、2017(平成29)年度の推計値の50万トンからは13年間で12万トン(約24%、1年当たり約2%)を削減することになります。

本区では、2019 (令和元) 年度の家庭ごみとして排出された食品ロスの量を、区民1人1日当たり24.3g/人日と推計しています。この量を、毎年2019 (令和元) 年度比約2%、中間年度の2025 (令和7) 年度には約10%、最終年度の2030 (令和12) 年度には約20%を削減し、19.4g/人日(4.9g/人日の減)とすることを目指します。

また、事業系食品ロスについても、国及び東京都と協力し、家庭系食品ロスと同程度の削減を目指します。

	令和元年度	令和7年度	令和 12 年度
	(推計値)	(中間目標値)	(最終目標値)
区民1人1日当たりの 家庭系食品ロスの発生量(g/人日)	24. 3	21.9	19. 4
削減率		1.00/	200/
(令和元年度比)		10%	20%

表 7-1 家庭系食品ロスの発生量の目標値

(4) 進捗管理

①基本調査等

毎年度の施策の進行状況については、文京区リサイクル清掃審議会に報告し、その改善 について幅広い意見を求めていきます。

また、2025(令和7)年度には、本計画の中間見直しを予定しており、そのための基礎調査として、2024(令和6)年度に家庭ごみ組成分析調査及び区民アンケート調査を実施する予定です。その際、本計画策定時と同様の調査を行い、食品ロス削減の進捗状況を踏まえ、中間見直しに反映することとします。

国は、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」をおおむね5年を目途に見直しを検討する予定であり、本計画の中間見直しの際には、国や東京都の方針を反映することとします。

2 指標

食品ロスを削減するためには、一人ひとりの地道な努力が必要です。そのため、進捗状

況を評価する指標として、区民の食品ロス削減に関する認知度・取組等に関する項目を設定し、中間見直しのために実施する2024(令和6)年度における区民アンケート調査の目標値を次のように設定します。

また、区内の小売店や飲食店についての指標の設定については、中間見直しで検討することとします。

表 7-2 区民の認知度・取組等を評価する指標

質問	選択肢	令和元年度 (実績値)	令和6年度 (目標値)
「食品ロス」はどのくらいの頻度で 出ますか。	ほとんど出ない	52. 3%	60. 0%
	買いすぎない	73. 1%	80.0%
「食品ロス」を減らすために日頃か	料理を残さない	62. 3%	70.0%
ら行っていることはありますか。	冷蔵庫などをこまめに チェック	50. 7%	60. 0%
	料理を作りすぎない	30. 3%	40.0%
区が実施しているフードドライブに ついてご存知でしたか。	知っていた	11.3%	30. 0%
「ぶんきょう食べきり協力店」を ご存知でしたか。	知っていた	4. 7%	30.0%

(5) 具体的な施策

区の率先した食品ロス削減の取組の推進

・職員への食品ロス削減に向けた普及啓発の実施

食品ロス削減を促進するための仕組みづくり

- ・フードバンク*と連携した食品の再利用
- ・フードドライブ*の拡充
- ・事業者や大学と連携した 3R 推進・普及活動
- •区内店舗との連携体制の強化(ぶんきょう食べきり協力店*)

情報収集と普及啓発

- ・ぶんきょう食べきり協力店の紹介
- ・特性に応じた多様な普及啓発の推進
- 文京 eco カレッジ*の開催
- 各種イベントでの普及啓発の実施

(6) 計画の推進体制

食品ロスの削減は、区民及び従業者の一人ひとりがライフスタイルを見直し、事業所が 事業活動の転換をしていくことによって成し遂げられるものです。そのため、区ではリサイクル清掃課のみならず、消費生活、産業振興、環境、福祉・保健、教育の各部署と情報 を共有し、連携を密にして施策に取り組みます。

(7) 区民・事業者・区の行動指針

1)行動指針

食品ロスを削減していくためには、区民、事業者、区の三者が可能なことから実施する 必要があります。そのほか、事業者には、区民が取り組みやすい環境を整備する取組が必 要です。

また、本区には、区民・事業者・区の三者が協働して取り組めるような仕組み作りや、 情報提供などの役割が求められています。そのため、各主体の行動指針を次のように設定 します。

表 7-3 各主体の行動指針

区民		一人ひとりが食品ロスを減らすことの重要性を理解し、行動するよう に努めます
	一般事業者	従業者が食品ロスの削減に取り組みやすい環境づくりに努めます
事業者	食品事業者 ・飲食店等	区民等が食品ロスの削減に取り組みやすい環境づくりに努めます
	従業者	一人ひとりが食品ロスを減らすことの重要性を理解し、行動するよう に努めます
区		自ら食品ロスの削減に積極的に取り組みます
		区民・事業者の食品ロス削減を促進するための仕組みをつくります
		情報を収集し、区民・事業者への普及啓発を行います

②区民行動計画

区民は、食品ロスを減らすため、ライフスタイルにおいて、次のように取り組みます。

〇情報収集 • 学習

- 国や世界の食料事情など、食品ロスを巡る状況を学習します。
- 食品ロスに関する講習会や料理教室などに参加します。

〇食品の購入

- •「賞味期限」・「消費期限」について正しい知識を持ちます。
- 買物は賞味期限の近いものから購入します(手前取り)。
- 買物の前には、冷蔵庫内をチェックするなど、計画的に必要な分だけ買物をします。

○食品の保存

- ・定期的に冷蔵庫内を確認し、適切な保存と食材を使い切るようにします。
- 災害時用食料の備蓄については、「ローリングストック法*」で行います。
- どうしても使い切れない食品はフードドライブを活用します。

〇調理

- 使いかけの食材から使っていきます。
- 食べる分だけ作るように心がけます。
- 残ったものはリメイクレシピを活用し食べきる工夫をします。
- 野菜の皮などは必要以上に捨てないようにし、食べられる部分はできる限り無駄に しないように調理します。

○食事・外食

- ・食べ物への感謝の気持ちを忘れずに、食べられる量だけ取り分け、残さず食べます。
- 外食時は食べられる量だけ注文します。
- ・外食する際は、食品ロス削減に取り組む飲食店や「ぶんきょう食べきり協力店」を 積極的に利用します。
- ・料理が残ってしまった場合、外食事業者の説明をよく聞いた上で、自己責任の範囲 で持ち帰ります。
- ・宴会を行う場合は、「3010運動*」を実践します。

③事業者行動計画

区内の事業者は、食品ロスを減らすため、事業活動について、次のように取り組みます。

〇一般事業者・従業者

• 社員食堂や従業者等の昼食などで、区民と同様の取組を行います。

〇食品事業者

- 高齢者や単身世帯の増加に対応するため、小分け商品を採用します。
- ・賞味期限・消費期限が近いものは、消費者がお得感をもって購入してもらうための工夫を行います。
- 特定の日に消費するものは、予約購入制など需要に応じた販売を行い、消費者に活用してもらいます。

〇飲食店

- 小盛メニューなど、客層に応じた量を提供する工夫をします。
- 宴会メニューなどは、顧客と相談して量を決めます。
- ・宴会を行う場合は、「3010運動」を働きかけます。

※フードバンクとは

まだ食べられるにもかかわらず、様々な理由で処分されてしまう食品を、生活困窮者などに 届ける活動及びその活動を行う団体です。

※フードドライブとは

家庭で余っている食品を持ち寄り、広く地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付するボランティア活動のことです。

※ぶんきょう食べきり協力店とは

本区では「たべものにありがとう、ごちそうさま。」を合言葉に、小盛メニュー、量り売りやばら売りなど、食べ残し対策に取り組む店舗を「ぶんきょう食べきり協力店」として登録し、ホームページやリーフレット等で区民に取組を紹介し、食品ロスの削減の推進を図ります。

※文京 eco カレッジとは

区のリサイクル清掃事業や環境問題への理解を深めながら循環型社会や3Rについて学習する講座を「文京 eco カレッジ」として開催しています。

※ローリングストック法とは

普段の食品を少し多めに買い置きしておき、賞味期限を考えて古いものから消費し、消費した分を買い足すことで、常に一定量の食品が備蓄されている状態を保つための方法です。

※3010 (さんまるいちまる) 運動とは

宴会時などにおける食べ残しを減らすためのキャンペーンで、開始の30分、最後の10分は皆で料理をしっかり食べきる時間を設けることです。

2 プラスチックごみの削減の推進

(1)計画の背景

プラスチックは日常生活の様々な場面で大きな役割を果たしています。

しかし、河川から海に流出したプラスチックごみに絡まって動けなくなったウミガメや 海岸に打ち寄せられる膨大なプラスチックの映像がメディアで取り上げられ、世界中の 人々の関心事になっています。

また、プラスチックが紫外線や波で断片化されてできるマイクロプラスチック(通常、 直径5mm以下のプラスチックと定義)は、目には見えにくいものの、食物連鎖を通じて生 物の体内に入り込み、多くの海洋生物の生死に影響を与えていると推測されています。

これらの影響は、食物連鎖の頂点に立つ人類にも無関係であるとは考えられず、最終的には人間の健康や経済活動へも損失を及ぼすことになります。

この問題を解決するため、2019 (令和元) 年の G20 大阪サミットでは、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を 2050 (令和 32) 年までにゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。

また、G2O エネルギー・環境関係閣僚会合では、各国が海洋プラスチックごみの削減に向けた行動計画の進捗状況を定期的に報告・共有する「G2O 海洋プラスチックごみ対策 実施枠組」が定められました。

我が国においては、2019(令和元)年5月、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。この戦略では、基本原則として「3R+Renewable (再生可能資源への代替)」を掲げ、重点戦略として、リデュース(発生抑制)等、リサイクル、再生材バイオプラスチック、海洋プラスチック対策などが掲げられています。

東京都では、「ゼロエミッション東京戦略」(令和元年 12 月策定)において、2030 (令和 12) 年度の東京都独自の目標として、家庭と大規模オフィスビルからのプラスチックでみの焼却量を2017 (平成29) 年度比で40%削減することを設定しています。

これらの点を踏まえ、本区においても、区民や事業者と連携してプラスチックをできる だけ使わない新しいライフスタイルへの転換が求められています。

また、本区は大部分のプラスチックごみを清掃工場でサーマルリサイクルしていますが、 区内には清掃工場がないため、他区に所在する清掃工場に依存している状況です。このこ とを踏まえて、プラスチックの利用方法について検討する必要があります。

(2) 基本指針

プラスチックごみ問題を解決するためにはリデュースが基本であり、例えばマイバッグを持参してレジ袋を買わないなど、プラスチックをできるだけ使わない取組が必要です。 そして、飲食店等で使い捨てのプラスチックを勧められても断る(Refuse)ことや、プラスチック以外の再生可能な資源を使っている製品に見直すことなども重要です。

そのうえで、発生したプラスチックについては、環境への影響を考慮した利用方法について検討する必要があります。

そのため、本区ではプラスチックごみの削減を推進するため基本的な指針を次のように設定します。

プラスチックの使用を減らすライフスタイルへの転換

(3)目標値の設定

国の「プラスチック資源循環戦略」では、2030 (令和 12) 年までにワンウェイプラスチック*を累積 25%排出抑制、容器包装プラスチックの6割をリユース又はリサイクルする、などを目標として掲げています。

また、このような中、本区では、2019 (令和元) 年度の家庭ごみとして排出されたプラスチックの量を、ペットボトルやごみ袋として使用されたプラスチック袋を含めて区民 1人 1日当たり 59.3g/人日と推計しています。この量を発生抑制により毎年 2019 (令和元)年度比約 2.5%、中間年度の 2025 (令和7)年度には約 12.5%、最終年度の 2030 (令和 12) 年度には約 25%を削減し、44.5g/人日 (14.8g/人日の減) とすることを目指します。

また、事業系のプラスチックについても、国及び東京都と協力し、家庭系プラスチックと同程度の削減を目指します。

※ ワンウェイプラスチックとは

いわゆる「使い捨て」のプラスチックで、通常、一度使用した後に、その役目を終えるプラスチック製品の事をいいます。

表 7-4 家庭系プラスチックごみ発生量の目標値

	令和元年度 (推計値)	令和7年度 (中間目標値)	令和 12 年度 (最終目標値)
区民1人1日当たりの プラスチックごみの発生量(g/人日)	59. 3	51.9	44. 5
削減率 (令和元年度比)	_	12. 5%	25. 0%

(4) 進捗管理

毎年度の施策の進行状況については、文京区リサイクル清掃審議会に報告し、その改善 について幅広い意見を求めていきます。

また、2025(令和7)年度には、本計画の中間見直しを予定しており、そのための基礎調査として、2024(令和6)年度に家庭ごみ組成分析調査及び区民アンケート調査を実施する予定です。その際、本計画策定時と同様の調査を行い、プラスチックごみ削減の進捗状況や区民のプラスチックごみ削減に関する認知度や取組等を踏まえ、中間見直しに反映することとします。

(5) 容器包装プラスチックの分別収集について

プラスチックごみの焼却量を削減するためには、容器包装プラスチックの分別収集を行う必要があります。

しかし、現行の容器包装リサイクル法の枠組みでは、再商品化手法(リサイクル方法)が容器包装リサイクル協会での入札で決まり、区が入札に関与することができないことから、状況によっては温室効果ガスの削減効果が少ない再商品化手法になってしまう懸念があります。

また、分別収集を実施するためには多額の費用がかかりますので、その費用に見合った温室効果ガスの低減効果が得られるかどうかも課題となります。2019(令和元)年度に文京区で実施した区民アンケート調査でも、容器包装プラスチックの分別収集の是非については、「経費と得られる効果を考慮して検討すべき」が49.2%と約半数を占めています。

本区では、容器包装リサイクル法の見直しを東京都や大都市清掃事業協議会を通じて国 に要請するとともに、分別収集の費用対効果を検討し、状況の変化に応じて、分別収集を 検討することとします。

(6)具体的な施策

区の率先したプラスチックごみ削減の取組の推進

- 職員へのプラスチックごみ発生抑制行動の推進
- 区が主催する会議におけるペットボトルによる飲料提供の自粛

プラスチックごみ削減を促進するための仕組みづくり

• 東京都と連携した事業系プラスチック対策

情報収集と普及啓発

- 事業系プラスチックの排出実態の把握
- 事業用大規模建築物の所有者への指導・啓発
- 事業用中規模建築物の所有者への指導・啓発
- 先進的な取組事例の紹介
- ・特性に応じた多様な普及啓発の推進

プラスチックの分別回収

- ・容器包装プラスチックの分別回収の検討
- 拠点回収拡充の検討

(7) 区民・事業者・区の行動指針

1)行動指針

プラスチックごみ削減を推進するためには、区民、事業者、区の三者が可能なことから 実施する必要があります。そのほか、販売事業者にはプラスチックを使わない製品を販売 すること、飲食店には使い捨てプラスチックをプラスチック以外に代替するなどの取組が 求められます。

また、区には、自ら率先してプラスチックごみ削減に取り組むとともに、東京都と協働 した事業系プラスチック対策や情報提供などの役割が求められています。そのため、各主 体の行動指針を次のように設定します。

表 7-5 各主体の行動指針

区民		不要なプラスチックは断る・見直すように努めます		
	一般事業者	プラスチックを代替できる商品の購入に努めます		
事業者	販売事業者	プラスチックを代替できる商品の販売促進に努めます		
	飲食店等	使い捨てプラスチックの使用の見直しに努めます		
	従業者	不要なプラスチックは断る・見直すように努めます		
<u>X</u>		脱プラスチックに取り組みます		
		東京都と協働して事業系プラスチック対策に取り組みます		
		情報を収集し、区民・事業者への普及啓発を行います		

②区民行動計画

区民は、プラスチックごみ削減のため、次のように取り組みます。

〇情報収集 • 学習

- プラスチックが環境に及ぼす影響等を学習します。
- プラスチックごみ削減のための具体的な方法について情報を収集します。

〇プラスチックごみ削減の実践

- 飲食店等で使い捨てのスプーンやフォークなどを断ります。
- 外出時には、マイボトルやマイストロー、マイ箸などを持参します。
- マイバッグを持参して、不要なレジ袋を断ります。
- 飲み物を買うときは、なるべくびんや缶を選びます。
- 詰め替え製品を選択し、プラスチックごみを削減します。

〇適正な廃棄

- プラスチックごみが散乱することがないように、適正に廃棄します。
- 街の美化運動などプラスチックごみの散乱を防止する運動に参加します。

③事業者行動計画

区内の事業者は、プラスチックごみ削減のための事業活動として、次のように取り組みます。

〇一般事業者 • 従業者

- ・備品や消耗品の購入に際しては、プラスチックを使用しない製品を選ぶようにする とともに、プラスチックを使用した製品を購入する場合には、生分解性プラスチックやバイオマスプラスチックなど環境性能が認められた製品を選ぶように努めます。
- ウォーターサーバーやマイカップを使って、使い捨てプラスチック製品を使わない ようにします。
- 社員食堂等では使い捨てのプラスチック食器類を廃止します。
- イベント等における使い捨てプラスチック製品の使用を見直します。
- ・従業者は、区民と同様の取組を実施します。

〇販売事業者

- プラスチック以外の再生可能な資源を使っている製品を取り扱い、消費者の選択肢を広げます。
- 使い捨てのスプーンやフォークなどは、希望する人だけに渡します。
- 環境への影響を考慮した上でバイオマスプラスチックを使用します。

・包装のサイズを適正化して、プラスチックの過剰な使用を減らします。

〇飲食店等

- ・お弁当は何回も使える弁当箱やプラスチック以外の容器で販売します。
- ・使い捨ての食器類をやめて、紙製や繰り返し使えるものにします。

7.3 個別施策

項目ごとに、主な施策をまとめました。

1 区民を対象とした普及啓発・協働の推進

循環型社会の実現に向けて、発生抑制をはじめとした3Rや適正処理の推進を図るためには、区民一人ひとりがごみ減量や資源化に対して主体的に取り組み、意識を高めていく必要があります。

本区は、区民に対して、ごみ・資源の分別やリサイクル方法などの情報を的確に伝えるとともに、地域活動団体等と実施するイベント等での協働や環境学習の場の提供を通して、効果的な普及啓発に取り組みます。

1-(1)情報の提供

区内には、さまざまな年代やライフスタイルの区民が生活しています。区民に対して、 ごみの減量や3Rに関する情報を的確に伝えていくためには、それぞれの特性に応じた多 様な手法を活用する必要があります。

本区は、区報・啓発紙・ホームページなど従来の広報媒体に加え、世の中の状況を見据えながら、SNS・LINE等を活用して、幅広い年齢層や外国人に対しての周知・啓発を行います。

- ●「ごみと資源の分け方・出し方」作成・配布
 - ・概ね3年ごとに全戸配布版を作成・配布します。
- ●区報・チラシ・CATV での周知・啓発
 - ・区設掲示板や「Bーぐる」を活用し、3Rや適正処理に関する啓発記事やイベント・ 講座等のさまざまな情報の周知を行います。
- ●啓発紙「Bunkvo ごみダイエット通信」の発行
 - 3Rの方法やリサイクルの現状、先駆的な取組の紹介等を区民に伝えるための啓発 紙を発行します。
- ●児童向けパンフレット作成・配布
 - 子どもの頃からごみや資源について関心を持ってもらうため、児童を対象にしたご み分別等に関するパンフレットを作成し、ふれあい講座やイベント等で配布します。
- ●キャラクターの活用
 - 既存のキャラクターのさらなる活用を行います。
- ●リサイクル推進協力店※の紹介
 - 各種広報媒体を活用して区民に取組を紹介します。

●ぶんきょう食べきり協力店の紹介

各種広報媒体を活用して区民に取組を紹介します。

●事業者による自主回収の情報提供

- ・拡大生産者責任の原則により実施される、小型充電式電池や携帯電話などの事業者 による自主回収について、情報提供に努めます。
- ●ホームページ・SNS・LINE 等の活用
- ●チャットボット*による「ごみ分別案内サービス」



・区民からの問合せに迅速に対応するため、インターネット・LINE 上においてごみの 分別や収集などごみに関する簡単な質問にチャットボットが 24 時間 365 日、会 話形式で自動応答します。

※リサイクル推進協力店とは

レジ袋削減、各種資源の回収、物の修理などといった3R活動に積極的に取り組む店舗等を「リサイクル推進協力店」として登録し、ホームページやリーフレット等で区民に取組を紹介し、 小売業等におけるリサイクル活動の拡大及び区民のリサイクル意識の向上を図ります。

※チャットボットとは

質問に対し人工知能が回答する自動会話プログラムのことです。

1-(2)イベント等の開催や環境学習の場の提供

ごみの減量は、区民の意識とそれに伴う日々の行動の結果、実現できるものであり、区 民に対してさまざまな機会を捉えた普及啓発や動機づけが必要になってきます。

本区は、区民の3Rや清掃事業への理解・関心を深めるため、フリーマーケットや施設 見学会などのイベントを開催するほか、環境・リサイクル分野の専門家による講演や体験・ 出張講座などを行い、区民が家庭や地域でできるごみ減量の取組を推進します。そのほか に、区の他部署によるイベントにおいても普及啓発を行うことで、普段、ごみへの関心が 薄い区民に対しても3R意識の向上が期待できます。

また、次代を担う子どもたちが正しい分別方法やごみ減量のための取組について知り、環境に配慮した生活習慣を身に付けられるよう、区内小学校等での環境学習を行います。

●文京エコ・リサイクルフェアの開催

・リサイクル・環境活動団体の展示やリサイクル工作、区民によるフリーマーケット などを開催します。

●ステージ・エコ(フリーマーケット等)の開催

区民によるフリーマーケットのほか、社会貢献活動(各種資源の回収)や3R活動等のブースを設置します。

●文京 eco カレッジの開催

- ・区のリサイクル清掃事業や環境問題への理解を深めながら循環型社会や3Rについて学習する講座を「文京 eco カレッジ」として開催します。
- ①リサイクル推進サポーター養成講座 施設見学や環境問題に関する講座を通して、3R推進・啓発活動に取り組む人材を 育成します。
- ②リサイクル施設バス見学会(団体育成支援)

 区内リサイクル活動団体と協働でリサイクル施設等へのバス見学会を開催するこ

とで、循環型社会や3R活動等に対する区民の意識向上に努めるとともに、団体の

育成支援も図ります。

③公開講座(団体育成支援)

区内のリサイクル活動団体と協働で開催する、リサイクルや環境問題に関する講 座

④モノ・フォーラム

3R活動等の有識者を招いた講演会

⑤エコ先生の特別授業

エコや環境の専門知識を有した講師を出張派遣し、3R実践のコツ等を学ぶ出前講座

6生ごみ減量講座

家庭での生ごみ減量及び堆肥化を通じて、リサイクルへの理解を深める講座

⑦エコ・クッキング*教室

生ごみの発生抑制や環境に配慮した食生活について料理を通じて学ぶ講座 * 「エコ・クッキング」は、東京ガス(株)の登録商標です。

8親子環境教室(環境政策課実施)

親子で動植物、天気や地球温暖化等の環境について学ぶ講座

⑨環境ライフ講座(環境政策課実施)

環境保全に対する啓発活動を担う人材を育成する講座

- ●集団回収実践団体バス見学会の開催
- ●ふれあい講座(区内小学校・幼稚園等)の実施
 - 児童対象の環境学習の場として、清掃体験実習車を活用した講座
- ●児童向けパンフレット作成・配布(再掲)
- ●各種イベントでの普及啓発の実施
 - 環境問題や3Rに関するクイズや体験学習等を実施します。
- ●子ども用品とりかえっこ
 - 家庭で使わなくなった子ども用品を交換し合うことでリユース(再利用)の促進を

図るとともに、モノを大切に使うライフスタイルを推進するため、衣類の無料交換会を開催します。

1-(3) 地域活動団体等との連携

効果的な普及啓発を推進するには、さまざまな主体がそれぞれの強みを活かしつつ、連携して取組を進めていくことが重要です。

区は、区内の団体等と連携して普及啓発を行っていくほか、イベントの協働開催などを通して、引き続き、各主体間のコーディネーターとしての役割を担っていきます。

●地域活動団体、NPO などとの協働及び育成支援

- ・文京エコ・リサイクルフェア(再掲)
- ステージ・エコ(フリーマーケット等)(再掲)
- ・リサイクル施設バス見学会(団体育成支援)(再掲)
- 公開講座(団体育成支援)(再掲)
- ・ エコ先生の特別授業 (再掲)
- ・ 生ごみ減量講座 (再掲)
- ●不動産関連団体、大学との連携
- ●集合住宅管理会社や管理人を通じた情報提供や普及啓発
- ●関係団体間のネットワーク形成のための取組
- ●事業者や大学と連携した3R推進・普及活動
 - 「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」*に参加します。
 - ・小型家電リサイクル法の認定事業者との連携によるパソコン及び小型家電の回収を 行います。
 - ・大学の環境ゼミナール等に対し、イベントへの出展を勧奨します。また、大学と連携した3R推進・普及啓発について検討します。
 - 大学と連携し、食品ロス削減に向けた普及啓発について検討します。

●区内店舗との連携体制の強化

•「リサイクル推進協力店」や「ぶんきょう食べきり協力店」について、顧客への普及 啓発を協力依頼します。

また、登録店舗の取組(各種資源の回収や物の修理、食べ残し対策の取組等)を区民に紹介します。

※インクカートリッジ里帰りプロジェクトとは

インクカートリッジの回収から再資源化までのリサイクル活動を推進する、プリンターメーカー 4社共同のプロジェクトです。

2 事業者を対象とした普及啓発・協働の推進

廃棄物処理法により、事業者は、その事業活動に伴って生じたごみ・資源について、事業規模にかかわらず、自らの責任で適正に処理をする必要があり、排出にあたっては一般廃棄物処理業者への委託等による自己処理が原則です。同時に、環境負荷の低減や排出者責任の原則から、事業活動により生じるごみの減量や資源の再利用に努めることとされています。

事業者の自己処理を推進するには、普及啓発の拡充に加え、事業系ごみの適正処理に関する情報提供が不可欠です。

本区は、事業者に向けた情報提供や連携を強化し、事業者の理解を深めながら意識向上を図っていきます。

2- (1) 情報の提供

本区は、分別ルールや排出方法など基礎的な情報の提供に加え、ごみ減量の意義や方法を分かりやすく伝えることで、事業者への普及啓発に努めます。

- ●「ごみと資源の分け方・出し方」作成・配布(再掲)
- ●区報・チラシ・CATV での周知・啓発(再掲)
- ●医療廃棄物適正処理マニュアルの活用
 - 区ホームページで公開しているマニュアルの活用を推奨していきます。
- ●先進的な取組事例の紹介
 - ・事業者の3Rや適正処理に関する先進的な取組事例についてのDVDを講習会で活用します。
- ●ホームページ・SNS・LINE 等の活用(再掲)

2-(2) 事業者との連携

本区は、事業者の3Rや適正処理についての理解と意識向上を図るため、事業者との連携を強化し、支援を行います。

- ●リサイクル推進協力店(再掲)
- ●ぶんきょう食べきり協力店(再掲)
 - 登録店舗数を拡充させるとともに、店舗等との連携体制を強化します。
- ●事業者に対する表彰
 - ・適正処理に積極的に取り組む大規模・中規模建築物の所有者に対し、表彰を実施します。

3 家庭系の3Rの推進

循環型社会を実現するためには、区民一人ひとりが発生抑制をはじめとした3Rに日常的・継続的に取り組み、ごみを出さないライフスタイルが求められています。本区は、区民等が主体的に3R推進に取り組めるよう、情報提供や環境の整備に努めます。

特に、可燃ごみの約3割を占める生ごみの減量は重要な課題であり、さらなる発生抑制のための取組を推進する必要があります。

また、限りある資源を有効に活用するため、モノを長く使うライフスタイルの促進やフリーマーケット等を通じたリユースの推進を図るほか、集団回収や資源回収の推進に取り組みます。

3-(1)リデュース(発生抑制)の推進

ごみを出さないライフスタイルを定着させるためには、区民一人ひとりがリデュースの 重要性を認識し、日常生活に取り入れやすい行動から始めていくことが大切です。

本区は、リデュースのためにできる具体的な取組について、さまざまな広報媒体による 情報提供を継続的に行います。

- ●区報・チラシ・CATV での周知・啓発(再掲)
- ●啓発紙「Bunkvo ごみダイエット通信」の発行(再掲)
- ●ホームページ・SNS・LINE 等の活用(再掲)
- ●児童向けパンフレット作成・配布(再掲)
- ●各種イベントでの普及啓発の実施(再掲)
- ●食品ロス削減に向けた取組
 - 家庭で消費しきれない未利用食品を回収し、フードバンクを通じて福祉施設等に寄付するフードドライブを実施します。フードドライブでは、リサイクル清掃課窓口やイベント時の回収のほか、食品を持参することが困難な方を対象に、ゆうパック着払いを活用した「自宅訪問受取サービス」を行います。

3-(2)生ごみ減量活動の推進

家庭から排出される可燃ごみの約3割を生ごみが占めており、この生ごみを少しでも減らすことができれば大幅なごみの減量につながります。

本区では、さらなるごみ減量を推進するため、生ごみの発生抑制やリサイクル活動が持続的な習慣として定着するよう、講座や普及啓発を通じて支援に取り組みます。

- ●生ごみ減量講座の開催(再掲)
- ●エコ・クッキングの推進(再掲)

- ●コンポスト化容器の斡旋
- ●生ごみの水切り行動の推進
- ●生ごみ減量リーフレットの活用

3-(3)モノを長く使うライフスタイルの促進

大量消費に流されず、モノに愛着を持って長く使うことは、素材や品質にこだわって本当に気に入ったものだけを買う生活習慣を醸成し、資源の節約やごみ減量につながります。 本区は、修理ショップ等の情報提供を行うほか、整理された空間での暮らしやモノを大切に使うライフスタイルについての普及啓発に努めます。

- ●ステージ・エコ(フリーマーケット)の開催(再掲)
 - 「おもちゃの病院」によるおもちゃ修理を実施します。
- ●生活用品の修理ショップ等の情報提供
- ●エコ・環境に関する講座での普及啓発
 - エコ先生の特別授業(再掲)
 - リサイクル推進サポーター養成講座(再掲)
 - 親子環境教室(環境政策課実施)(再掲)
- ●各種イベントでの普及啓発の実施(再掲)
- ●消費者向け啓発講座との連携の検討

3-(4)リユース(再使用)の推進

リユースを進めるためには、本区の事業と民間事業者の運営する店舗との連携が不可欠です。フリーマーケットの支援やリサイクルショップなどの情報提供を行うほか、イベントを通じて不用品の再活用を図り、区民のリユースを推進します。

- ●ステージ・エコ(フリーマーケット)の開催(再掲)
 - 家庭で使われずにいた陶磁器製食器類(未使用)の回収・頒布会を開催します。
- ●地域のフリーマーケット開催情報提供、器材の貸出
- ●リサイクルショップの情報提供
- ●生活品や食品の再活用
 - ・不用な生活用品の再活用を図るため、必要な方へつなぐシステムを検討します。
 - フードバンクと連携し、家庭で余っている食品を集めて寄付を行います。
- ●子ども用品とりかえっこ (再掲)

3-(5)集団回収の推進

集団回収は、単に資源の回収にとどまらず、地域コミュニティの活性化やリサイクル意識の向上という意義を持つ、区民レベルで行える重要なリサイクル活動です。回収費用も行政が行う集積所回収に比べて低く抑えることができるため、本区では情報提供や普及啓発も含め、推進していきます。

- ●地域活動団体等への働きかけ
- ●集団回収実践団体・回収業者への支援
- ●集団回収実践団体への感謝状贈呈
- ●集団回収実践団体バス見学会の開催(再掲)

3-(6)資源回収の推進

家庭ごみの約2割を占める、分別されずに排出された資源について、一層の分別徹底を推進します。

また、区民の多様なニーズに対応できるような資源回収のあり方について検討します。あわせて、粗大ごみからの有用金属回収を行うなど、幅広く資源化を進めていきます。

- ●資源回収の実施
- ●拠点回収拡充の検討
- ●資源の持ち去り対策
 - GPS端末の設置による古紙持ち去り撲滅に向けた取組を実施します。
- ●雑がみの回収量拡大に向けた普及啓発
- ●粗大ごみの資源化
- ●不燃ごみの資源化の検討
- ●事業者の自主回収との連携
 - ・携帯電話、オートバイなど、事業者の自主回収に関わる情報を区民に周知し連携を 図っています。

また、「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」に参加し、区施設で回収を実施するなど、事業者と連携した資源化を進めます。

- ●新たな回収品目の検討
- ●容器包装プラスチックの分別回収の検討

4 事業系の3Rの推進

区のごみの約6割を占めていると推計される事業系ごみについて、3Rや適正処理を推進するため、本区は、事業所の規模や業種に応じた取組を進めます。

大規模事業所から排出される事業系ごみ量の削減は、区全体から排出されるごみ量の削減に大きく寄与するため、ごみの発生抑制をはじめとする3Rを推進するための指導、助言を行っていきます。

また、小規模事業所に対しては、効率的なリサイクルシステムの利用を推進していく等、 適正排出に向けた啓発を強化していきます。

4-(1) 大規模・中規模事業所の3R推進

事業用建築物の所有者に対する指導や廃棄物管理責任者への講習会等を通じて、3Rと 適正処理の推進を働きかけます。

- ●事業用大規模建築物の所有者への指導・啓発
- ●事業用中規模建築物の所有者への指導・啓発
- ●食品リサイクル法に基づく生ごみリサイクルの働きかけ
- ●廃棄物管理責任者講習会の実施
- ●再生品利用の働きかけ
- ●事業系プラスチックの排出実態の把握
- ●東京都と連携した事業系プラスチック対策

4-(2) 小規模事業所の3 R推進

自主的なリサイクルシステムに取り組むことが困難な中小事業者について、本区は、事業者の3R推進のための取組を支援します。

- ●Rサークルオフィス文京*の普及
- ●産業別リサイクル[※]の支援
- ●生ごみ減量の推進

※Åサークルオフィス文京とは

文京区リサイクル事業協同組合(文京区内で資源回収に携わる6業者で構成された協同組合) が、区の収集よりも安価な処理料金で、延床面積が概ね3,000 ㎡未満の事業所から排出される古紙、びん、缶などの資源を回収するシステムです。

※産業別リサイクルとは

文京区の地場産業である印刷業・製本業を営む事業所から出る裁断紙を効率的にリサイクルするシステム。回収業者が無料で回収を行っています。区では印刷製本組合に回収用資材(回収袋)の支援を行っています。

4-(3)区の率先した取組の推進

本区は、文京シビックセンターをはじめとする区施設で3R推進に積極的に取り組み、 事業者の規範となるよう努めます。

- ●職員へのプラスチックごみ発生抑制行動の推進
- ●分別ボックス利用や両面・裏面印刷などの徹底
- ●庁内不用品の相互有効活用
- ●除籍図書の活用
- ●区施設における再生品の積極的な利用
- ●公共工事における再生品の積極的な利用
- ●区が主催する会議におけるペットボトルによる飲料提供の自粛
- ●職員への食品ロス削減に向けた普及啓発の実施

5 適正処理の推進

区民が安心して暮らせる循環型社会を実現するためには、ごみの収集運搬・中間処理・ 最終処分に至る過程において、公衆衛生と環境保全の水準を維持していくことが不可欠で す。本区は、東京二十三区清掃一部事務組合や東京都と連携し、環境負荷の低減とコスト 削減に努めながら、適正なごみ処理に努めます。

5-(1) 適正な収集体制の維持

公衆衛生の維持と生活環境の保全を図るため、ごみ集積所等に排出されたごみについては、現状の収集体制を基本として、安定的かつ効率的に収集を行います。

また、環境負荷の低減とコスト削減に配慮しつつ、高齢化社会の進展など社会情勢に対応したきめ細やかな収集体制に努めます。

- ●効率的な収集体制の構築
- ●高齢者等を対象とした訪問収集[※]
- ●防鳥ネットの貸出
- ●動物死体の処理
- ●環境負荷の少ない収集車両の導入
- ●不燃ごみ中継事業の千代田区への委託
- ●あわせ産廃^{*}の収集
- ●不法投棄対策

※訪問収集とは

満65歳以上の方や障害者の方のみなどで構成され、ごみ・資源を集積所まで持ち出すことが 困難な世帯を対象に、清掃職員が戸別に玄関先から収集する事業です。

※あわせ産廃とは

小規模事業所から排出される産業廃棄物のうち、紙くず、木くず、ガラスくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチックについて、一般廃棄物と同様の方法で処理されるものをいいます。

5-(2)区で収集しない廃棄物への対応

家電リサイクル法対象機器やパソコンなど事業者によるリサイクルが法律で義務づけられている品目、又は、携帯電話やオートバイなど事業者等が自主回収をしている品目については、事業者への引き渡しについて周知します。バッテリー、耐火金庫、消火器など区では処理できないごみについては、処理方法や処理事業者を紹介し、適正処理を促進します。

- ●家電リサイクル法対象品目への対応
- ●家庭用パソコンへの対応
 - ・ 小型家電リサイクル法の認定事業者と提携し、宅配便を利用した回収を実施していきます。
- ●事業者の自主回収との連携(再掲)
- ●適正処理困難物への対応

5-(3)適正排出の推進

ごみの適正処理の基本は分別です。本区の定めた分別区分や収集日などの排出ルールについて、区民や事業者に働きかけます。

- ●有料ごみ処理券の適正貼付指導
- ●事業用大規模建築物の所有者への指導・啓発(再掲)
- ●事業用中規模建築物の所有者への指導・啓発(再掲)
- ●在宅医療廃棄物への対応
- ●医療廃棄物適正処理マニュアルの活用(再掲)
- ●ふれあい指導**の実施
- ●有害ごみ・危険物対策
- ●集合住宅への指導体制の強化
- ●一般廃棄物処理業者への許可・指導事務

※ふれあい指導とは

区民等と対話をしながら地域のごみ問題の解決を図るため、文京清掃事務所にふれあい指導班を 設置し、集積所の巡回指導を行います。

5-(4) 事業系ごみの自己処理の促進

事業系ごみの自己処理原則を促進するため、一般廃棄物処理業者への委託の促進や、集 積所への排出基準の見直しなどを検討します。

●一般廃棄物処理業者の斡旋

5-(5)中間処理・最終処分

中間処理については、東京二十三区清掃一部事務組合による共同処理体制を維持し、環境負荷の少ない中間処理を実施します。

最終処分については、東京都が管理運営する最終処分場で埋立処分するとともに、処分 場の長期延命化に向けた施策に協力します。

- ●東京二十三区清掃一部事務組合による中間処理
- ●中間処理による減容化・資源化
- ●最終処分の東京都への委託
- ●最終処分場の延命化

5-(6)災害時の対応

大地震や激甚な風水害により被害を受けた際は、大量の廃棄物が発生し、通常時の収集・ 処分が困難になると想定されることから、必要な対策を図っていきます。

- ●文京区地域防災計画における「ごみ・し尿・がれき等処理計画」に基づいた対応
- ●災害時等を想定したごみ収集車等の配車訓練の実施
- ●災害時等を想定した無線訓練の実施
 - 東京23区の区域における大規模災害発生後の被災状況及び支援体制等の情報収集を行うために設置された無線機について、災害時等における充分な活用が図られるよう、各区及び清掃協議会間において定期的な通信訓練を行います。
- ●特別区における災害廃棄物対策に向けた協定に基づいた対応
 - ・大規模災害により東京 23 区内が被災した場合、円滑かつ迅速に災害廃棄物の収集・ 運搬等の対応を行うため、各区等の共同処理及び事業者団体等への協力要請に関す る基本的事項を定めた協定に基づいて対応します。

●「文京区災害廃棄物処理基本計画」の策定

・ 首都直下地震などの大規模災害に伴い発生した災害廃棄物に関する基本的な考え方、 処理体制、処理方法などの基本的事項を定めた計画を策定します。

5-(7) 感染症発生時の対応

廃棄物の処理は、区民生活を維持し経済を支える上で必要不可欠な社会的インフラです。 新型インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症が発生した際は、廃棄物を適正に処理しながら、清掃事業に係る職員の感染予防を講じるとともに、安定的に業務を継続する事が求められています。

しかしながら、職員の感染状況等によっては、通常時の収集・処分が困難になることも 想定されることから、必要な対策を図っていきます。

●「廃棄物処理事業継続計画(新型インフルエンザ・新型コロナウイルス等の感染症の 発生時)」の策定

6 運営管理体制の充実

3Rや適正処理を推進し、循環型社会を実現するため、区民・事業者・区の三者の情報 交流を図りながら連携を強化していくとともに、全国的な対応が必要な事項や本区単独で は解決が困難な課題について、国や業界団体に対する働きかけを行います。

また、リサイクル清掃事業に関する処理費用負担について検討し、情報公開についても 積極的に取り組みます。

6-(1) 双方向の情報交換と区民参画

循環型社会を構築するためには、区民・事業者・区がそれぞれの役割と責任を担い実行することが重要です。そのためには、本区から区民等に対して一方的に情報を提供するのではなく、リサイクル清掃事業に区民等の意見を反映させるため、さまざまな機会を捉えて、双方向の情報交流を図ります。区は、区民等がそれぞれの連携を密に保てるようコーディネーターとしての役割を担います。

併せて、区民等の中から3R推進について広く普及啓発等を行う担い手を育成し、その 活動を支援していきます。

●リサイクル清掃審議会の運営

- ●地域活動団体、NPO などとの協働及び育成支援(再掲)
- ●関係団体間のネットワーク形成のための取組(再掲)
- ●リサイクル推進サポーターの育成と活動の拡充
 - サポーター同士が連携して行う3R推進活動について支援します。

●意見交換会の開催

- サポーター連絡会にて意見交換を行います。
- 各種講座の中で意見交換の機会を設けます。

6-(2) 国等への要望

製造・販売事業者に対しては、拡大生産者責任に伴う生産・流通・販売時の包装材等の 発生抑制や再生品の利用、資源化しやすい材料の利用について、家庭ごみの排出抑制につ ながるよう、働きかけを行っていきます。

- ●製造・販売事業者への拡大生産者責任の拡充要請
- ●エアゾール缶等の安全な収集・処理に関する要請

6-(3) 行政内部での連携

循環型社会を実現するため、リサイクル清掃部署のみならず、関係部署との連携・協力 を推進します。

●他部署との連携

6-(4)処理費用負担の検討

家庭ごみ有料化の導入は、情報収集や調査・研究を行います。 事業系ごみについては、自己処理原則に則り、処理手数料の改定を図ります。

- ●家庭ごみ有料化の調査・研究
- ●事業系ごみ処理手数料の改定

6-(5)情報の公開

リサイクル清掃事業の透明性を高め、区民等のごみ減量や3Rに対する意識向上を図る ため、区民に対してごみ・資源量やコストに関する情報を公開していきます。

- ●ごみ・資源量、処理コストの情報公開
- ●「文京区のリサイクルと清掃事業」(事業概要)の発行

第8章 生活排水処理

8.1 収集状況

区内の下水道普及率は 100%で、し尿及び生活雑排水のほぼ全量が公共下水道により 処理されており、区内の一般家庭において使用されているくみ取り便所は、現在ありません。

また、浄化槽汚泥、ディスポーザ汚泥、し尿混じりのビルピット汚泥、汚水(作業所内で発生するもの)、事業系し尿については、区が業務を許可した一般廃棄物処理業者が収集及び処理を行っています。

8.2 処理方法

処理業者によって収集された、浄化槽汚泥、ディスポーザ汚泥、し尿混じりのビルピット汚泥、汚水(作業所内で発生するもの)、事業系し尿については品川清掃作業所又は民間処分施設において処分されています。最終的にはほとんどが下水道放流されますが、一部、焼却・埋立等されるものがあります。

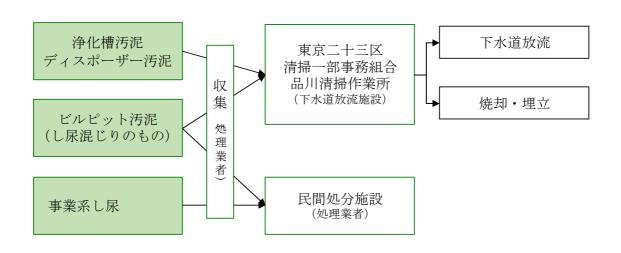
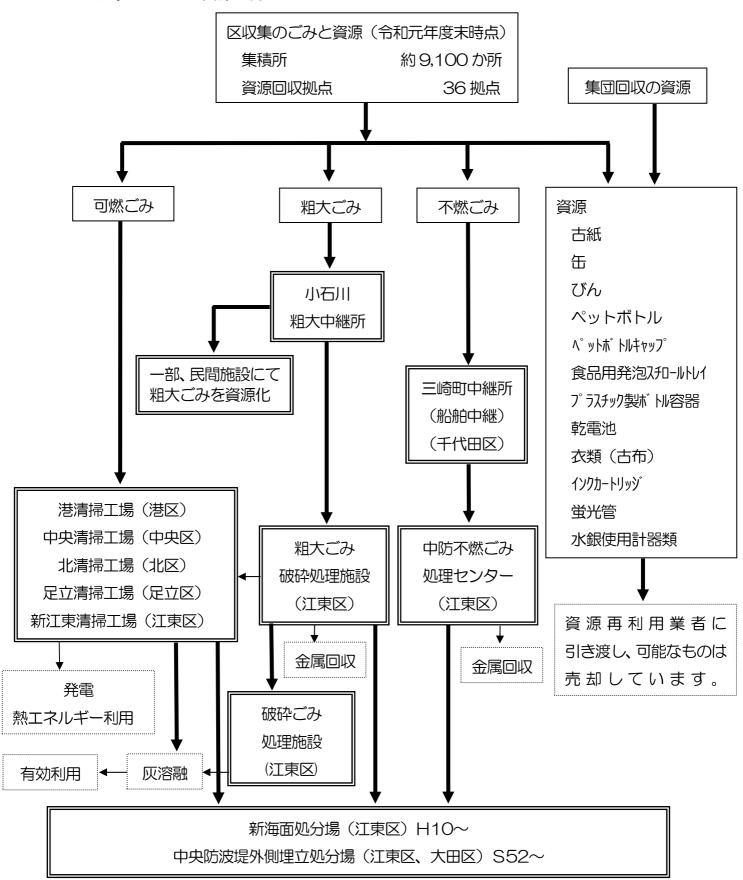


図 8-1 生活排水の処理フロー

参考資料

資料1 ごみ・資源の現状

1 文京区のごみ・資源の流れ

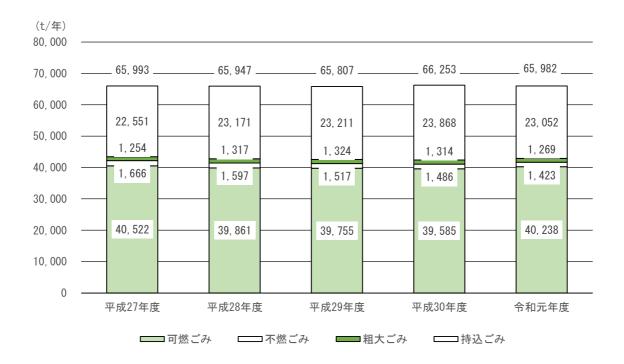


2 ごみ・資源量の推移

○ごみ量の推移

単位 (t/年)

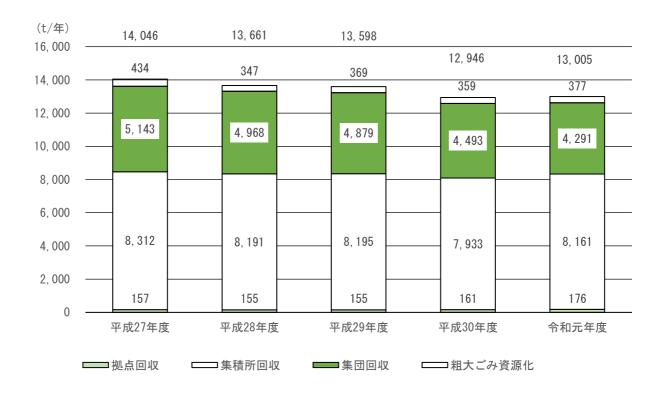
左	F 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	可燃ごみ	40, 522	39, 861	39, 755	39, 585	40, 238
区収集	不燃ごみ	1, 666	1, 597	1, 517	1, 486	1, 423
ごみ	粗大ごみ	1, 254	1, 317	1, 324	1, 314	1, 269
	小計	43, 442	42, 776	42, 596	42, 385	42, 930
持边	入ごみ	22, 551	23, 171	23, 211	23, 868	23, 052
É	計	65, 993	65, 947	65, 807	66, 253	65, 982



○資源量の推移

単位 (t/年)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
拠点回収	157	155	155	161	176
集積所回収	8, 312	8, 191	8, 195	7, 933	8, 161
集団回収	5, 143	4, 968	4, 879	4, 493	4, 291
粗大ごみ資源化	434	347	369	359	377
合計	14, 046	13, 661	13, 598	12, 946	13, 005



〇品目別の資源量の推移

単位(kg/年)

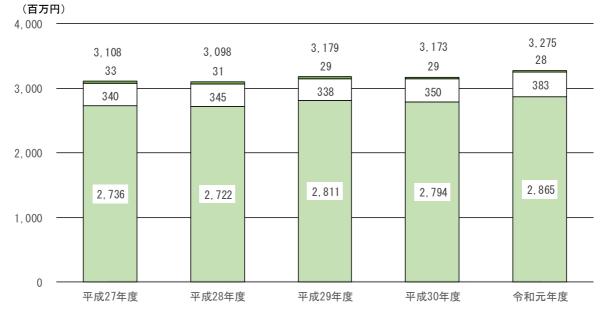
	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	紙パック	10, 100	10, 390	10, 280	10, 140	10, 540
	ペットボトルキャップ	740	660	720	270	520
拠点回収	乾電池	11, 360	12,090	11, 700	11,670	10, 490
	発泡スチロール食品トレイ	2, 906	3,060	3, 308	3, 689	4, 494
	プラスチック製ボトル容器	1,070	1,689	1,902	1,700	1, 975
	衣類	126, 560	123, 495	122, 680	129, 470	143, 370
	インクカートリッジ	798	770	870	793	819
	蛍光管	3, 217	3, 344	3,661	3, 645	3, 535
	合 計	156, 751	155, 498	155, 121	161, 377	175, 743
	新聞	938, 300	859, 595	750, 660	621, 930	595, 810
	雑誌	1, 747, 970	1, 599, 970	1, 538, 940	1, 559, 400	1, 629, 145
	段ボール	1, 957, 060	2, 003, 390	2, 158, 490	1, 962, 030	2, 042, 320
	アルミ缶	119, 521	172, 101	179, 478	182, 794	199, 925
	スチール缶	295, 099	273, 365	285, 065	290, 361	317, 566
	スプレー缶	14, 671	4, 851	5, 062	5, 143	5, 631
集積所回収	生きびん	102, 860	106, 814	95, 955	84, 799	48, 354
	カレット	2, 363, 719	2, 376, 067	2, 379, 117	2, 353, 253	2, 415, 909
	ペットボトル	773, 145	794, 720	802, 040	873, 030	865, 260
	乾電池	-	-	-	-	18, 188
	蛍光管	-	-	-	-	23, 073
	水銀使用計器類	-	-	-	-	25
	合 計	8, 312, 345	8, 190, 873	8, 194, 807	7, 932, 740	8, 161, 206
	新聞	2, 593, 322	2, 416, 233	2, 259, 967	1, 988, 958	1, 815, 656
	雑誌	1, 391, 178	1, 349, 303	1, 347, 259	1, 270, 746	1, 250, 550
	段ボール	1, 012, 236	1, 042, 380	1, 097, 522	1, 070, 021	1, 076, 100
	紙パック	1,630	1, 378	1, 388	1, 509	2, 548
	他紙類	282	830	1,070	870	1, 130
集団回収	アルミ缶	48, 996	56, 785	59, 970	54, 370	52, 389
	スチール缶	4, 081	5, 982	8, 617	8, 377	6, 642
	生きびん	1, 663	1, 195	1, 112	982	976
	ペットボトル	45, 476	50, 495	55, 647	51, 458	40, 054
	古布	44, 113	43, 793	46, 550	45, 778	45, 339
	合 計	5, 142, 977	4, 968, 374	4, 879, 102	4, 493, 069	4, 291, 384

3 ごみ・資源の処理に係る経費

○清掃・リサイクル事業の経費

単位 (円)

- n	1 -	- N	- N 4 - 4	- N	- N	A =
区分	内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	職員人件費	1, 055, 510, 959	1, 063, 589, 681	1, 055, 747, 248	1, 040, 018, 354	1, 057, 019, 141
ごみ処理経費	清掃事務所管理運営費	39, 621, 714	37, 043, 961	39, 266, 297	44, 785, 996	42, 570, 384
	ごみ収集運搬経費	646, 702, 901	668, 373, 528	692, 616, 973	707, 896, 463	749, 357, 379
	ごみ中間処理等分担金	813, 940, 159	767, 697, 616	821, 112, 609	815, 728, 519	819, 349, 981
	有料ごみ処理券事務経費	15, 190, 128	14, 598, 984	18, 746, 268	17, 055, 872	18, 328, 760
	その他	164, 846, 751	171, 114, 674	183, 165, 393	168, 221, 310	178, 014, 849
	合計	2, 735, 812, 612	2, 722, 418, 444	2, 810, 654, 788	2, 793, 706, 514	2, 864, 640, 494
	資源収集運搬経費	241, 223, 526	243, 325, 766	244, 889, 444	249, 662, 546	267, 075, 364
リサイクル関連経費	資源化経費	93, 818, 207	93, 764, 062	85, 818, 805	92, 436, 344	108, 460, 126
	リサイクル啓発経費	3, 113, 923	3, 415, 612	6, 495, 490	3, 381, 922	2, 529, 721
	その他	1, 493, 490	4, 622, 032	1, 218, 347	4, 809, 932	4, 705, 255
	合計	339, 649, 146	345, 127, 472	338, 422, 086	350, 290, 744	382, 770, 466
集団回収支援経費	実施団体報奨金	31, 981, 602	30, 233, 298	29, 318, 658	28, 348, 414	27, 382, 753
	その他	792, 150	450, 944	123, 373	288, 671	501, 361
	合計	32, 773, 752	30, 684, 242	29, 442, 031	28, 637, 085	27, 884, 114
ž	総合計	3, 108, 235, 510	3, 098, 230, 158	3, 178, 518, 905	3, 172, 634, 343	3, 275, 295, 074



□□□ ごみ処理経費 □□□ リサイクル関連経費 ■□□ 集団回収支援経費

資料2 基本的なごみ処理体制

1 一般廃棄物の排出方法

本区ではごみ・資源について下表により分別収集してきました。2021(令和3)年度 以降も基本的にこの方法によって排出していただくものとしますが、効率的な処理や3R への取組を推進するため、必要に応じて排出方法の見直しを行っていきます。

(家庭系)

種別	対象品目	排出場所	収集回数	排出方法
可燃ごみ	厨芥、紙くず、木く ず、繊維くず、野菜く ず、生理汚物、プラス チック、ゴム、皮革な どの廃棄物		週2回	規則で定められた容器、困難な場合は規則で定 められた袋で排出
不燃ごみ	金属、ガラス、陶磁器 などの廃棄物 蛍光管 乾電池 水銀使用計器類	資源・ごみ 集積所	月2回	規則で定められた容器、困難な場合は規則で定められた袋で排出 他の不燃ごみの袋とは分けて、購入時の箱に入れるか、紙に包んで排出 使い捨ての筒型乾電池 (一次電池) 及びコイン型リチウム電池を回収 他の不燃ごみの袋とは分けて、中身が分かる袋(透明もしくは半透明の袋)に入れて排出
粗大ごみ	家電(特定家庭用機器 再商品化法第二条第四 項に規定する特定家庭 用機器を除く。)、家 具などおおむね30cm以 上のもの	自宅前	申込制	粗大ごみ受付センターに申し込み、有料粗大ご み処理券を添付して排出
	新聞 雑誌・雑がみ 段ボール びん かん ペットボトル	資源・ごみ 集積所	週1回	種類別にひもで縛って排出 キャップを外して水ですすいで排出 キャップを外して水ですすいで排出 使い切ったスプレー缶・カセットボンベは、 キャップやボタンを外し、透明又は半透明のビニール袋に入れて排出 キャップ、外装ラベルを外して、水ですすい で、つぶして排出
資源	紙パック 乾電池 食品用発泡スチロール トレイ プラスチック製 ボトル容器 衣類 ペットボトルキャップ 蛍光管	回収拠点		水ですすいで、切り開いて、乾かして排出 使い捨ての筒型乾電池 (一次電池)及びコイン 型リチウム電池を回収 水ですすいで、乾かして排出 キャップ・ポンプなどは外して、水ですすいで 乾かして排出 洗うなどしてきれいな状態でビニール袋に入れ て排出 水ですすいで、協力店等の回収容器に排出 購入時の箱に入れるか、紙に包んで排出

(事業系)

(T)/()/		
区分		排出方法
自己処理	自己持込	一般廃棄物を自ら清掃工場に搬入
日亡处理	許可業者委託	一般廃棄物を区から許可を受けている業者に委託して清掃工場に搬入
区の収集を利用		家庭廃棄物の排出方法に準じて分別し、有料ごみ処理券を貼付のうえ排出

2 事業者が区の収集を利用する場合の条件

事業系一般廃棄物のうち本区が収集するものは、引き続き、下記の条件を満たしたものとします。

種別	条件
一般廃棄物	家庭廃棄物の収集に支障が生じない範囲において処理できるものとし、1日平均50kgを超えないこと。
一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物(あわせ産廃)	

3 一般廃棄物収集体制

(1)区の一般廃棄物収集体制

清掃事務所に所属する職員並びに区所有の清掃車両及び雇い上げによる車両によって、家庭ごみ及び一部の事業系廃棄物の収集を行います。

(2) 廃棄物処理業者

区内で排出されるごみのうち、事業系廃棄物の多くは、本区の許可を受けた一般廃棄物 処理業者が収集します。本区は、引き続き許可に関する業務を行います。

4 一般廃棄物処理施設

区内で排出されたごみは、本区並びに本区の許可を受けた一般廃棄物処理業者による収集及び運搬、もしくは事業者の自己車両等による運搬によって、東京二十三区清掃一部事務組合が所管する中間処理施設(清掃工場・不燃ごみ処理センター・粗大ごみ破砕処理施設)に持ち込まれ、適正に処理されます。

処理した後の残渣は、最終的に東京都が設置及び運営する中央防波堤外側埋立処分場及 び新海面処分場において埋立処分します。

なお、一般廃棄物の中間処理施設の整備は、東京二十三区清掃一部事務組合が実施します。

資料3 ごみ・資源量の推計

1 人口推計

区では、2020 (令和2) 年度から 2023 (令和5) 年度までを計画期間とする『「文の京」総合戦略』の策定に際して、将来人口を推計しています。

推計は5年ごとの値ですので、その間の年は、人口が直線的に推移すると仮定して、各年度の人口の補間値を算定します。このデータを利用して、2019(令和元)年度を1とした係数を算出します。

2019 (令和元) 年度の人口は225,304 人ですので、この人口に各年度の係数を乗じて、2030 (令和12) 年度までの文京区の人口を推計しました。

〇文京区の人口推計

単位(人)

			区推計人口		本計画の
		区人口推計	区人口推計 の補間値	令和元年度を 1とした係数	人口推計 ※
実績	平成30年度	221, 489	221, 489		
	令和元年度		225, 551	1.0000	225, 304
	令和 2年度		229, 614	1. 0180	229, 362
	令和 3年度		233, 676	1. 0360	233, 420
	令和 4年度		237, 739	1. 0540	237, 478
	令和 5年度	241,801	241, 801	1. 0720	241, 536
	令和 6年度		244, 502	1. 0840	244, 234
	令和 7年度		247, 203	1. 0960	246, 931
推計	令和 8年度		249, 903	1. 1080	249, 629
	令和 9年度		252, 604	1. 1199	252, 327
	令和10年度	255, 305	255, 305	1. 1319	255, 025
	令和11年度		256, 812	1. 1386	256, 530
	令和12年度		258, 319	1. 1453	258, 036
	令和13年度		259, 826	1. 1520	259, 541
	令和14年度		261, 333	1. 1586	261, 046
	令和15年度	262, 840	262, 840	1. 1653	262, 552

※令和元年度は実績値。各年度10月1日現在。

2 減量目標達成後のごみ量

(1) 家庭系

〇プラスチックごみの発生抑制

発生抑制により、毎年2019(令和元)年度比約2.5%、中間年度の2025(令和7)年度には約12.5%、最終年度の2030(令和12)年度には約25%を削減します。

〇プラスチックごみ以外の発生抑制

発生抑制により、毎年2019(令和元)年度比約2%、中間年度の2025(令和7)年度には約10%、最終年度の2030(令和12)年度には約20%を削減します。

○資源物の分別

可燃ごみに含まれる古紙、衣類、リサイクル可能なプラスチックなどの可燃系資源化可能物については、毎年2019(令和元)年度比約2%、中間年度の2025(令和7)年度には約10%、最終年度の2030(令和12)年度には約20%を削減します。

不燃ごみに含まれるびん、缶、乾電池、蛍光管などの不燃系資源化可能物については、毎年2019(令和元)年度比約2%、中間年度の2025(令和7)年度には約10%、最終年度の2030(令和12)年度には約20%を削減します。この削減量の分だけ、資源量が増加すると仮定します。

○目標達成後の家庭系ごみ・資源量

単位 (t/年)

	家庭系					
		収集	ごみ		資源物	
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	合計	貝你物	
令和元年度	27, 295	990	1, 269	29, 554	13, 005	
令和2年度	27, 710	1,005	1, 289	30, 004	13, 005	
令和3年度	27, 504	1,000	1, 285	29, 789	13, 114	
令和4年度	27, 278	995	1, 281	29, 554	13, 223	
令和5年度	27, 106	992	1, 279	29, 377	13, 331	
令和6年度	26, 619	977	1, 263	28, 859	13, 434	
令和7年度	26, 195	965	1, 249	28, 408	13, 535	
令和8年度	25, 760	952	1, 234	27, 946	13, 633	
令和9年度	25, 384	941	1, 223	27, 547	13, 730	
令和10年度	24, 858	925	1, 204	26, 987	13, 821	
令和11年度	24, 279	906	1, 182	26, 367	13, 905	
令和12年度	23, 696	888	1, 160	25, 743	13, 986	

(2) 事業系

〇発生抑制

発生抑制により、毎年2019 (令和元) 年度比約1.5%、中間年度の2025 (令和7) 年度には約7.5%、最終年度の2030 (令和12) 年度には約15%を削減します。

○資源物の分別

ごみに含まれる資源化可能物については、毎年2019(令和元)年度比約2%、中間年度の2025(令和7)年度には約10%、最終年度の2030(令和12)年度には約20%を削減します。

〇目標達成後の事業系ごみ量

単位 (t/年)

				科仏 (い 十)		
		事業系				
	収集	ごみ	持込ごみ	合計		
	可燃ごみ	不燃ごみ	付込こみ	一百日		
令和元年度	12, 943	433	23, 052	36, 429		
令和2年度	12, 943	433	23, 052	36, 429		
令和3年度	12, 708	424	22, 706	35, 837		
令和4年度	12, 473	414	22, 360	35, 248		
令和5年度	12, 240	405	22,015	34, 659		
令和6年度	12,008	396	21,669	34, 072		
令和7年度	11, 777	387	21, 323	33, 487		
令和8年度	11, 548	377	20, 977	32, 902		
令和9年度	11, 319	368	20,631	32, 319		
令和10年度	11,092	360	20, 286	31, 738		
令和11年度	10,867	351	19, 940	31, 157		
令和12年度	10,642	342	19, 594	30, 579		

3 基本指標

(1) 収集ごみの家庭系と事業系の按分

表 6-3 に示した進捗状況を管理するための仮定値は次のように算定しました。

家庭ごみ排出原単位調査で把握した、区民 1 人 1 日当たりの排出原単位は、可燃ごみが 331g/人日、不燃ごみが 12g/人日です。これに人口 225,304 人と年間日数の 366 日を乗じて、2019 (令和元) 年度の家庭ごみ量を推計しました。

この家庭ごみ量を、2019(令和元)年度の収集ごみ量で除すことで、区収集による可燃ごみと不燃ごみに占める家庭ごみの割合を、それぞれ67.8%、69.6%と仮定しました。

	排出原単位 (g/人日)	人口(注) (人)	家庭ごみ量 (t/年)	収集ごみ量 (t/年)	家庭ごみ 割合
可燃ごみ	331	225 204	27, 295	40, 238	67.8%
不燃ごみ	12	225, 304	990	1, 423	69.6%

(注)人口は令和元年10月1日現在

(2) 基本指標の算定方法

基本指標 1「区民 1 人 1 日当たりの総排出量」は、区が処理に関与するごみ・資源の総量を区民 1 人 1 日当たりの量に換算したものです。

基本指標2「区民1人1日当たりの家庭ごみ排出量」は、家庭から排出される収集ごみ 量の合計を区民1人1日当たりの量に換算したものです。

指標の算定式		総排出量=W1+W2+W3+W4+R1				
		家庭ごみ排出量= (W1×A) + (W2×B) +W3				
使用するデータ	行政	W1 区収集による可燃ごみ量				
		W2 区収集による不燃ごみ量				
		W3 粗大ごみ量				
	データ	W4 持込ごみ量				
		R 1 区が収集もしくは関与する家庭系リサイクル量 (集団回収、集積所回収、拠点回収、粗大ごみ資源化分の合計値)				
	仮定値	A 区収集による可燃ごみに占める家庭ごみの割合67.8%				
		B 区収集による不燃ごみに占める家庭ごみの割合69.6%				

(3) 基本指標の設定

家庭系と事業系をあわせた目標達成後のごみ・資源量は次のようになります。

	ごみ・資源量 (t/年)				推計	左眼口粉	
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	持込ごみ	資源物	人口	年間日数 (日)
	W 1	W 2	W 3	W 4	R 1	(人)	(11)
令和元年度	40, 238	1, 423	1, 269	23, 052	13, 005	225, 304	366
令和2年度	40,654	1, 438	1, 289	23, 052	13, 005	229, 362	365
令和3年度	40, 211	1, 424	1, 285	22, 706	13, 114	233, 420	365
令和4年度	39, 751	1, 409	1, 281	22, 360	13, 223	237, 478	365
令和5年度	39, 346	1, 397	1, 279	22, 015	13, 331	241, 536	366
令和6年度	38, 627	1, 373	1, 263	21, 669	13, 434	244, 234	365
令和7年度	37, 972	1, 351	1, 249	21, 323	13, 535	246, 931	365
令和8年度	37, 308	1, 329	1, 234	20, 977	13, 633	249, 629	365
令和9年度	36, 703	1, 309	1, 223	20, 631	13, 730	252, 327	366
令和10年度	35, 951	1, 284	1, 204	20, 286	13, 821	255, 025	365
令和11年度	35, 145	1, 257	1, 182	19, 940	13, 905	256, 530	365
令和12年度	34, 338	1, 230	1, 160	19, 594	13, 986	258, 036	365

このごみ・資源量を区民1人1日当たりに換算し、指標の算定式で計算して、基本指標を次のように設定しました。

単位 (g/人日)

						715	(8/ / 🕩 /
	区民1人1日当たりのごみ・資源量						
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	持込ごみ	資源物	基本指標1	基本指標 2
	W 1	W 2	W 3	W 4	R 1		
令和元年度	488	17	15	280	158	958	358
令和2年度	486	17	15	275	155	949	357
令和3年度	472	17	15	267	154	924	347
令和4年度	459	16	15	258	153	900	337
令和5年度	445	16	14	249	151	875	327
令和6年度	433	15	14	243	151	857	319
令和7年度	421	15	14	237	150	837	310
令和8年度	409	15	14	230	150	817	301
令和9年度	397	14	13	223	149	797	293
令和10年度	386	14	13	218	148	779	284
令和11年度	375	13	13	213	149	763	276
令和12年度	365	13	12	208	148	747	269

資料4 循環型社会の実現に向けた国内外の動向

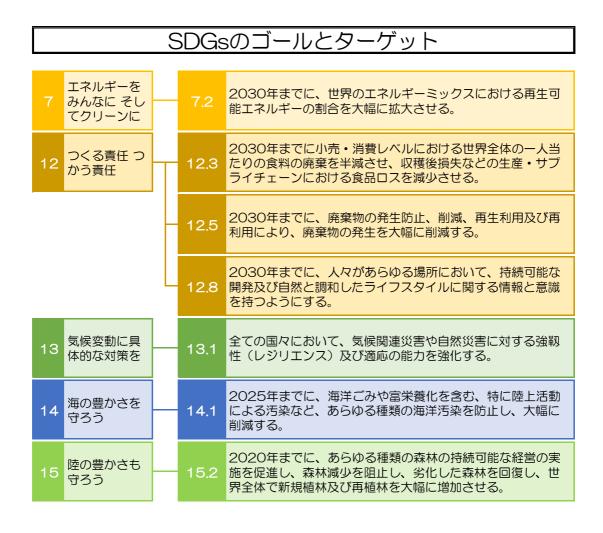
文京区では、2016 (平成 28) 年3月に策定した「文京区一般廃棄物処理基本計画(モノ・プラン文京)」に基づき、「区民が安心して暮らせる循環型社会の実現」を基本理念として、様々な施策を実施してきました。

しかし、現行計画の改定から4年が経過し、この間、循環型社会の形成をめぐる社会情勢は大きく変化しています。

1 国際的な動向

(1) SDGs

2015 (平成 27) 年 9 月、国連サミットにおいて「持続可能な開発目標 (SDGs)」が示されました。SDGsは、持続可能な世界を実現するための、2016 年から 2030 年までの国際目標として、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。本計画に関連するターゲットは、次のとおりです。



(2) 海洋プラスチックを巡る動向

近年、海洋プラスチック問題が注目されています。プラスチックは日常生活の様々な場面で大きな役割を果たしていますが、不適正に廃棄されたプラスチックが河川から海に流出し、生態系に大きな影響を及ぼしており、最終的には人間の健康や経済活動へも損失を及ぼすことになります。各自治体においても、区民や事業者と連携してプラスチック問題に取り組んでいくことが喫緊の課題となっています。

2018 (平成 30) 年には、G7 シャルルボワ・サミットにおいて「海洋プラスチック憲章」が発表されました。この憲章には、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、イギリス及びE Uが署名し、2040 (令和 22) 年までにすべてのプラスチックを 100%回収するなどの具体的な数値目標が示されています。

2019 (令和元) 年の G20 大阪サミットでは、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を 2050 (令和 32) 年までにゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有され、これを実現するため我が国では「マリーン (MARINE)・イニシアティブ」を立ち上げることとしました。

また、G20 エネルギー・環境関係閣僚会合では、各国が海洋プラスチックごみの削減に向けた行動計画の進捗状況を定期的に報告・共有する「G20 海洋プラスチックごみ対策 実施枠組」が定められました。

2019(令和元)年5月には、バーゼル条約の附属書が改定され、2021(令和3)年以降は、汚れたプラスチックごみの輸出には相手国の同意が必要となります。

(3) パリ協定

廃棄物処理は、自治体の事業の中で、温室効果ガスの排出量の多い事業のひとつであり、 一般廃棄物処理基本計画を策定する際には、地球温暖化についても考慮する必要があります。

2016 (平成 28) 年 11 月には、京都議定書に代わる新たな枠組みとして、2020 (令和 2) 年以降の温室効果ガス排出削減等のための「パリ協定」が発効しました。パリ協定は、全ての国が地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減に取り組むことを約束した協定で、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2°Cより十分低く保ち 1.5°Cに抑える努力をすること、そのため、できるかぎり早くピークアウトし、21 世紀後半には、排出量と吸収量のバランスをとることが目標として設定されています。

パリ協定の枠組みを受けて、わが国では2030(令和12)年度の温室効果ガスの排出を、2013(平成25)年度の水準から26%削減することが目標として定められました。

これを受けて、東京都では、二酸化炭素排出量実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を2050(令和32)年までに実現するため、2019(令和元)年12月に「ゼロエミッション東京戦略」を策定しました。

2 国の動向

(1) 第四次循環型社会形成推進基本計画

2018 (平成 30) 年6月には、「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。この中で、国の取組として、家庭系食品ロスの半減に向けた国民運動、マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策などが記載され、国際的な動向を色濃く反映したものになっています。

また、シェアリング等の2Rビジネスの促進・評価、高齢化社会に対応した廃棄物処理 体制、廃棄物エネルギーの徹底活用、災害廃棄物処理事業の円滑化・効率化の推進など、 区の施策に直結する取り組みが記載されています。

(2) 水銀による環境の汚染の防止に関する法律

2013(平成25)年10月、先進国と途上国が協力して、水銀の供給、使用、排出、廃棄等の各段階で総合的な対策に世界的に取り組むことにより、排出を削減し、地球的規模の水銀汚染の防止を目指す「水銀に関する水俣条約」(以下「水俣条約」という。)が採択されました。

2016 (平成 28) 年 12 月、水俣条約を実現するための国内法として、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」が施行されました。この法律では、区市町村の責務として、廃棄された水銀使用製品を適正に回収するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとしています。

一方で、東京二十三区清掃一部事務組合の清掃工場では、水銀混入ごみにより焼却炉の停止が相次いで発生するなど、廃棄物の適正処理に大きな支障が生じています。文京区では、2019(平成31)年4月から、水銀含有物(蛍光管、電池、水銀計器類)については、不燃ごみの日に他の不燃ごみの袋とは分けるなど明確に分けて排出することになりました。

(3) 食品ロスの削減の推進に関する法律

SDGsにおいて食品ロスの削減に関する具体的な目標が掲げられる中で、2019(令和元)年5月「食品ロスの削減の推進に関する法律」が公布されました。この法律では、国の基本方針と都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえて、区市町村は食品ロス削減推進計画を策定することが、努力義務として定められています。

この法律に基づいて、2020(令和2)年3月31日に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。基本的な方針では、食品ロス削減について、「生活に身近な地方公共団体において、それぞれの地域の特性を踏まえた取組を推進していくことが重要である」、「都道府県及び市町村は、積極的に食品ロス削減推進計画を策定する

ことが望まれる」としています。

(4) プラスチック資源循環戦略

2019 (令和元) 年5月、第四次循環型社会形成推進基本計画を踏まえて、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。この戦略では、基本原則として「3R+Renewable (再生可能資源への代替)」を掲げ、重点戦略として、リデュース等、リサイクル、再生材バイオプラ、海洋プラスチック対策などについて記載しています。また、マイルストーン(目標)として、①2030(令和12)年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制、②2025(令和7)年までにリユース・リサイクル可能なデザインに、③2030(令和12)年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル、④2035(令和17)年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル等により有効利用などを掲げています。

3 東京都の動向

(1) 東京都資源循環・廃棄物処理計画

2016 (平成 28) 年3月、「東京都資源循環・廃棄物処理計画」が策定されました。東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会とその後を見据え、企業、関係団体、自治体等との連携を強化し、東京の活力を力強く維持・発展させていくため、東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針(2015 (平成 27) 年3月策定)を具体化するものです。

(2) プラスチックの持続可能な利用に向けた施策のあり方について

東京都廃棄物審議会は、2018 (平成30) 年8月に、プラスチックの持続可能な利用に向け、世界の主要都市の一員として東京都が進めるべき施策について諮問を受け、2019 (令和元) 年10月に最終答申が提出されました。

プラスチックの持続可能な利用に向けての課題、21 世紀半ばに目指すべき資源利用の 姿、都が取り組むべきプラスチック対策は次の通りです。

課題	21世紀半ばに目指すべき 資源利用の姿	当面、都が取り組むべき プラスチック対策
・C02 実質ゼ ロのプラス チック利用 への転換	ゼロ・ウェイスティング新規資源投入量の最少化リユース及び水平リサイクルの徹底環境中への排出はゼロ	 ワンウェイプラスチックの削減 再生プラスチック及びバイオマスの持続可能な利用促進 循環的利用の推進・高度化 ①容器包装リサイクル法等によ
・海洋へのプ ラスチック ごみの流出 防止	・長期的にエネルギーや各種資源の利用のあり方を大きく変革していく必要があり、プラスチックについても化石燃料への依存度を低減し、省エネ	るリサイクルの徹底 ②事業者による効率的な回収の 仕組みの構築支援 ③事業系廃プラスチックのリサ イクルの推進
・国内外での 廃プラの不 が正の が正の がでの がでの がである。・国内外での での がでいる がいる がいる がいる がいる がいる がいる がいる がいる がいる が	ルギー・省資源に資する「持続可能な、価値ある素材」としていく。 ・バイオマスは再生速度の範囲内かつ持続可能性に配慮	4) 廃プラスチックの適正な処理・ 有効利用を確保するための緊急的 対応 5) 散乱防止・清掃活動を通じた海 ごみ発生抑制 6) 国際的な連携 7) 東京 2020 大会を機とした取組

(3)ゼロエミッション東京戦略

東京都は大消費地としての責務を果たし、脱炭素社会においても持続可能な成長を実現する都市であり続けるため、気温上昇を 1.5℃に抑えることを追求し、2050 (令和 32) 年までに「ゼロエミッション東京」の実現を目指し、2019 (令和元) 年 12 月に策定しました。プラスチック対策と食口ス対策各政策に対してアクション、マイルストーン、ゴールを設定しています。

①プラスチック対策

- ●Action (2030 年目標+アクション)
 - 水平リサイクルなど先進的企業と連携したイノベーションの創出
 - ペットボトルのボトル to ボトル推進
 - 区市町村支援・連携強化と3Rアドバイザーによる分別リサイクル促進
 - TOKYO海ごみゼロアクション
- ●Milestone (2030 年に向けた主要目標)
 - ワンウェイプラスチック累積 25%削減
 - 家庭とオフィスからの廃プラスチック焼却量 40%削減(2017(平成 29)年比)
- ●Goal (2050 年の目指すべき姿)
 - CO₂実質ゼロのプラスチック利用が実現

②食品ロス対策

- ●Action (2030 年目標+アクション)
 - 食品サプライチェーンの連携による食品ロスの削減
 - 売り切り情報を入手できるアプリ等を活用した消費行動の転換
 - AI・ICT 等を活用した先駆的取組の促進
- ●Milestone (2030年に向けた主要目標)
 - 食品ロス発生量 50%削減(2000年度比)
- ●Goal (2050 年の目指すべき姿)
 - 食品ロス発生量実質ゼロ

資料5 排出実態調査の結果

区のごみ・資源の排出状況等を把握するため、以下の調査を実施し、本計画策定の基礎 資料としました。

1 調査概要

(1)区民アンケート調査

家庭から排出されるごみや資源の処理方法、ごみ減量・リサイクルへの取組状況や意識・ 意向等を把握するための調査を実施しました。

- 調査期間 2019 (令和元) 年6月から7月
- 調査対象 無作為抽出した区内 2,000 世帯
- 調査方法 郵送により調査票の送付及び回収を行い、集計分析等を行いました。
- 有効回収率 37.1% (726票)

(2) 事業所アンケート調査

区内の事業所から発生するごみ・資源の量及び処理方法、ごみ減量・リサイクルへの取 組状況や意識・意向等を把握するための調査を実施しました。

- 調査期間 2019 (令和元) 年8月
- 調査対象 業種別・従業員規模別に分けて抽出した従業員数 20 人以下の区内 2,000 事業所
- 調査方法 郵送により調査票の送付及び回収を行い、集計分析等を行いました。
- 有効回収率 33.8% (577票)

(3) 家庭ごみ排出原単位調査

家庭から排出される可燃ごみと不燃ごみについて、1人1日当たりの排出量(排出原単位)を把握するための調査を実施しました。

- 調査期間 2019 (令和元) 年6月3日から2019 (令和元) 年6月8日 (6日間)
- 調査方法 地域特性及び住居形態に偏りがないよう、区内6地域を調査対象地域 とした。調査員を可燃ごみ収集日にごみ集積所に配置し、世帯人数と 何日分のごみかを聞き取り、そのごみの重量を測定しました。 調査終了後、調査データの分析を行い、家庭ごみの平均的な排出原単 位を推計しました。
- 調査サンプル数 852 世帯分

(4) 家庭ごみ組成分析調査

家庭から排出される可燃ごみ及び不燃ごみの組成割合を明らかにし、分別協力率や資源の混入状況を把握するための調査を実施しました。

- 調査期間 2019 (令和元) 年6月3日から2019 (令和元) 年6月8日 (6日間)
- 調査方法 地域特性及び住居形態に偏りがないよう、区内 15 地域を調査対象地域とした。収集した可燃ごみ及び不燃ごみについて、内容物を品目別に分類し品目ごとに重量を測定する等の調査を実施しました。 調査終了後、調査データの分析を行いました。
- 調査サンプル量 可燃ごみ 1,090.50kg 不燃ごみ 515.60kg 計 1,606.10kg

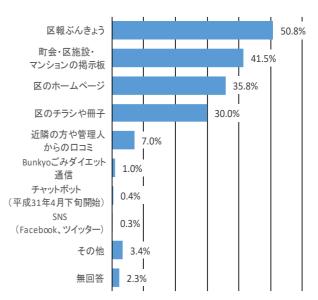
2 各調査結果(抜粋)

(1) 区民アンケート調査

○普段、区の清掃・リサイクルに関する 情報をどのように得ていますか。

(複数回答可)

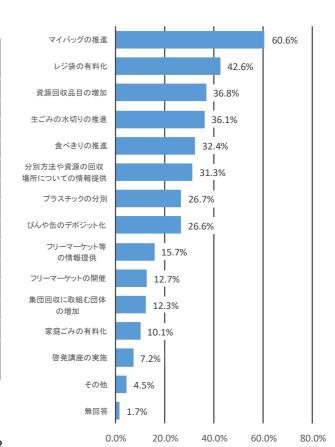
	回答数	割合
区報ぶんきょう	369	50.8%
町会・区施設・マンションの掲示板	301	41.5%
区のホームページ	260	35.8%
区のチラシや冊子	218	30.0%
近隣の方や管理人からの口コミ	51	7.0%
Bunkyoごみダイエット通信	7	1.0%
チャットボット(平成31年4月下旬開始)	3	0.4%
SNS(Facebook、ツイッター)	2	0.3%
その他	25	3.4%
無回答	17	2.3%
全体	726	100.0%



0.0% 10.0% 20.0% 30.0% 40.0% 50.0% 60.0%

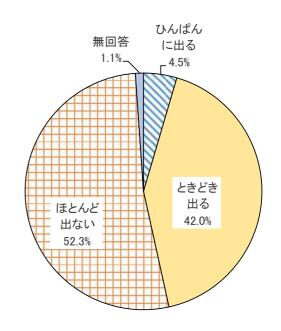
○家庭から出るごみ減量のためには、ど のような対策が効果的だと思いますか。 (複数回答可)

	回答数	割合
マイバッグの推進	440	60.6%
レジ袋の有料化	309	42.6%
資源回収品目の増加	267	36.8%
生ごみの水切りの推進	262	36. 1%
食べきりの推進	235	32.4%
分別方法や資源の回収場所についての情報提供	227	31.3%
プラスチックの分別	194	26. 7%
びんや缶のデポジット化	193	26.6%
フリーマーケット等の情報提供	114	15. 7%
フリーマーケットの開催	92	12.7%
集団回収に取組む団体の増加	89	12.3%
家庭ごみの有料化	73	10.1%
啓発講座の実施	52	7. 2%
その他	33	4. 5%
無回答	12	1. 7%
全体	726	100.0%



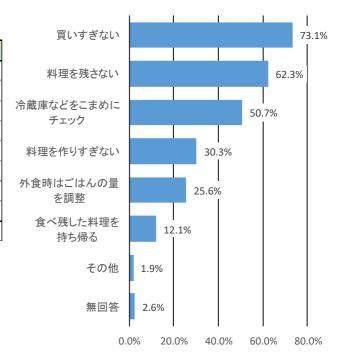
○「食品ロス」はどのくらいの頻度で出ま すか。

	回答数	割合
ひんぱんに出る	33	4.5%
ときどき出る	305	42.0%
ほとんど出ない	380	52.3%
無回答	8	1.1%
全体	726	100.0%



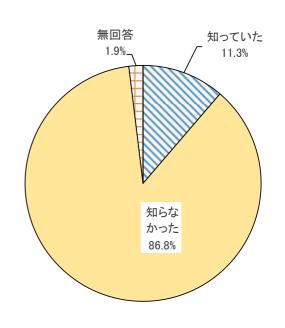
○食品ロスを減らすために日頃から行っていることはありますか。(複数回答可)

	回答数	割合
買いすぎない	531	73.1%
料理を残さない	452	62.3%
冷蔵庫などをこまめにチェック	368	50.7%
料理を作りすぎない	220	30.3%
外食時はごはんの量を調整	186	25.6%
食べ残した料理を持ち帰る	88	12.1%
その他	14	1.9%
無回答	19	2.6%
全体	726	100.0%



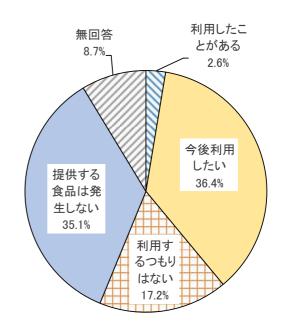
○区が実施しているフードドライブに ついてご存じでしたか。

	回答数	割合
知っていた	82	11.3%
知らなかった	630	86.8%
無回答	14	1.9%
全体	726	100.0%



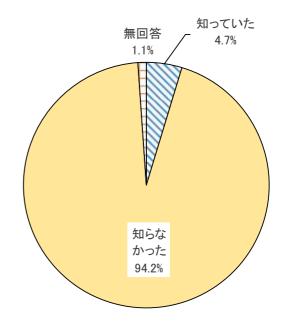
○区が実施しているフードドライブを 利用する意向はありますか

	回答数	割合
利用したことがある	19	2.6%
今後利用したい	264	36. 4%
利用するつもりはない	125	17. 2%
提供する食品は発生しない	255	35. 1%
無回答	63	8.7%
全体	726	100.0%



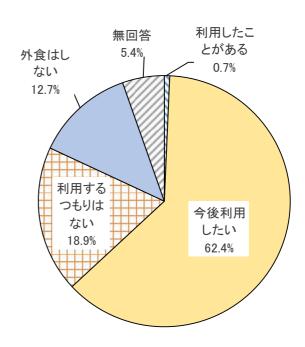
○「ぶんきょう食べきり協力店」をご存じでしたか。

	回答数	割合
知っていた	34	4. 7%
知らなかった	684	94. 2%
無回答	8	1.1%
全体	726	100.0%



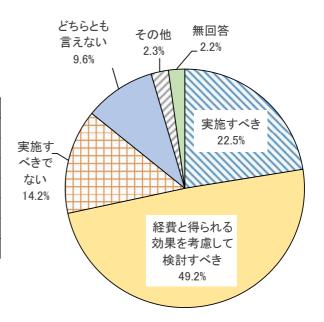
○「ぶんきょう食べきり協力店」を利用 する意向はありますか。

	回答数	割合
利用したことがある	5	0.7%
今後利用したい	453	62.4%
利用するつもりはない	137	18.9%
外食はしない	92	12. 7%
無回答	39	5. 4%
全体	726	100.0%



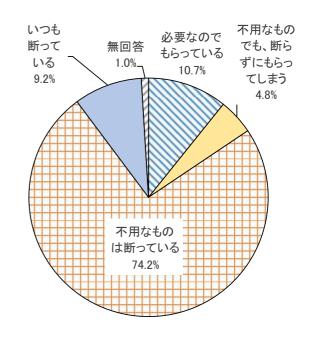
○プラスチックの分別収集についてどの ようにお考えですか。

	回答数	割合
実施すべき	163	22.5%
経費と得られる効果を考慮して検討すべき	357	49.2%
実施すべきでない	103	14. 2%
どちらとも言えない	70	9.6%
その他	17	2.3%
無回答	16	2.2%
全体	726	100.0%



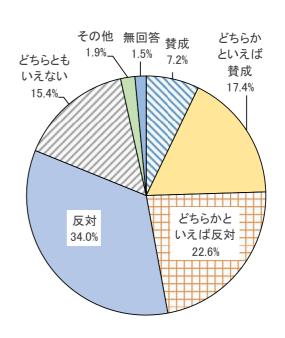
〇お弁当や飲み物などを買ったときの使い捨てのスプーンやフォーク、ストローについておたずねします。

	回答数	割合
必要なのでもらっている	78	10.7%
不用なものでも、断らずにもらってしまう	35	4.8%
不用なものは断っている	539	74. 2%
いつも断っている	67	9.2%
無回答	7	1.0%
全体	726	100.0%



〇家庭ごみの有料化についてどのように お考えですか。

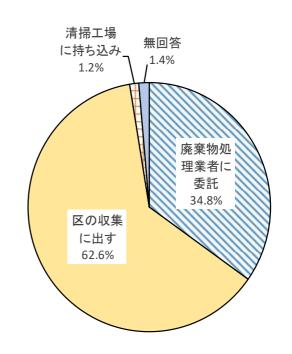
	回答数	割合
賛成	52	7. 2%
どちらかといえば賛成	126	17.4%
どちらかといえば反対	164	22.6%
反対	247	34.0%
どちらともいえない	112	15.4%
その他	14	1.9%
無回答	11	1.5%
全体	726	100.0%



(2) 事業所アンケート調査

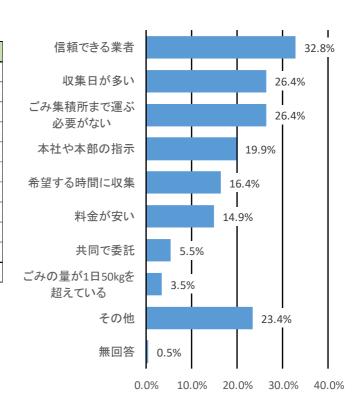
〇貴事業所では、主にごみをどのように 処理していますか。

	件数	割合
廃棄物処理業者に委託	201	34.8%
区の収集に出す	361	62.6%
清掃工場に持ち込み	7	1.2%
無回答	8	1.4%
全体	577	100.0%



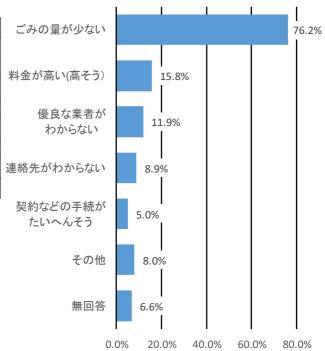
○一般廃棄物処理業者に委託している 理由をお答えください。(複数回答可)

	件数	割合
信頼できる業者	66	32.8%
収集日が多い	53	26.4%
ごみ集積所まで運ぶ必要がない	53	26.4%
本社や本部の指示	40	19.9%
希望する時間に収集	33	16.4%
料金が安い	30	14.9%
共同で委託	11	5.5%
ごみの量が1日50kgを超えている	7	3.5%
その他	47	23.4%
無回答	1	0.5%
全体	201	100.0%



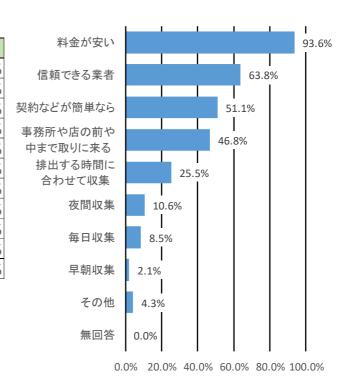
〇一般廃棄物処理業者に委託していな い理由をお答えください。(複数回答可)

	件数	割合
ごみの量が少ない	275	76. 2%
料金が高い(高そう)	57	15.8%
優良な業者がわからない	43	11.9%
連絡先がわからない	32	8.9%
契約などの手続がたいへんそう	18	5.0%
その他	29	8.0%
無回答	24	6.6%
全体	361	100.0%



〇どのような条件なら一般廃棄物処理 業者に委託したいですか。(複数回答可)

	件数	割合
料金が安い	44	93.6%
信頼できる業者	30	63.8%
契約などが簡単なら	24	51.1%
事務所や店の前や中まで取りに来る	22	46.8%
排出する時間に合わせて収集	12	25.5%
夜間収集	5	10.6%
毎日収集	4	8.5%
早朝収集	1	2.1%
その他	2	4.3%
無回答	0	0.0%
全体	47	100.0%



(3) 家庭ごみ排出原単位調査

○区民1人1日あたりの可燃ごみ量

● 区民1人1日あたりの可燃ごみ量は331gです。

単位(g/人日) 可燃ごみ 家族人数別 属性 排出原単位 人口割合 排出原単位 1人世帯 341 31.9% 2人世帯 368 21.9% 331 3人世帯 335 21.1% 4人以上世帯 283 25.0%

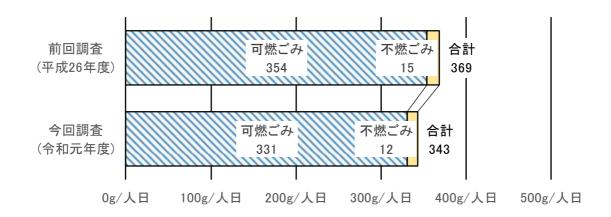
○区民1人1日あたりの不燃ごみ量

● 区民1人1日あたりの可燃ごみと不燃ごみの区収集ごみ量から推計した区民 1人1日あたりの不燃ごみ量は12gです。

可燃ごみ排出原単位	g/人日	A	331
H30不燃ごみ区収集量	t	В	1,486
H30可燃ごみ区収集量	t	С	39,585
不燃ごみ排出原単位	g/人日	D=A*B/C	12

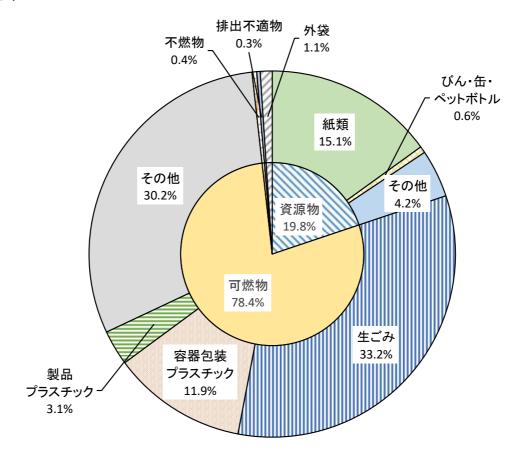
○5年前の推計値との比較

● 5年前の推計値は、可燃ごみが354g/人日、不燃ごみが15g/人日でしたので、可燃ごみが23g/人日、不燃ごみが3g/人日、合計で26g/人日減少したことになります。

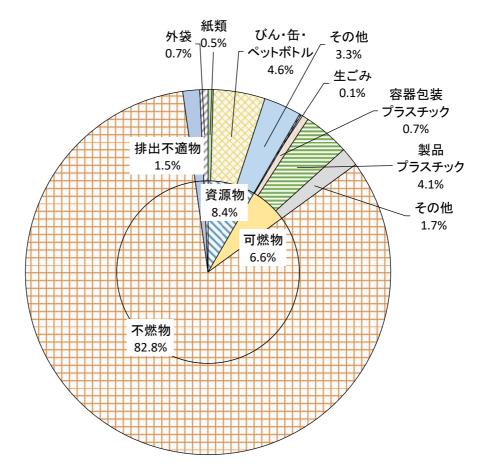


(4) 家庭ごみ組成分析調査

○可燃ごみ

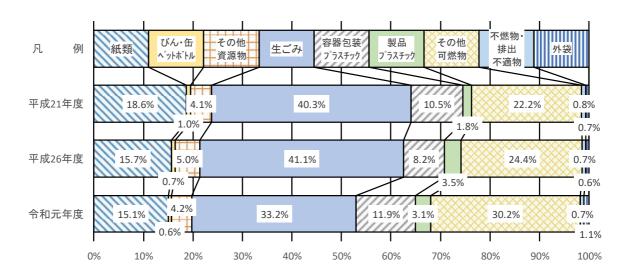






○過去の調査結果との比較

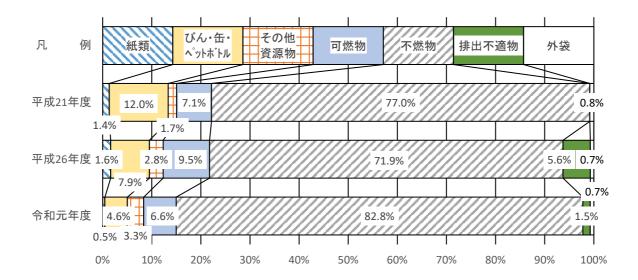
可燃ごみ



可燃ごみに含まれる資源物の割合

Z N - , L + Z N -				A =	4.363
		平成21年度	平成26年度	令和元年度	増減
	新聞	1.6%	1.6%	0.4%	-1.2%
	折込広告	1.1%	0.7%	0.7%	0.0%
	雑誌•本	4.7%	2.0%	4.5%	2.5%
紙類	段ボール	1.1%	0.9%	0.7%	-0.3%
和工程	紙パック	0.7%	0.5%	0.4%	0.0%
	OA用紙	1.1%	0.5%	1.1%	0.6%
	容器包装紙類	4.2%	4.2%	3.0%	-1.2%
	その他紙類	4.1%	5.3%	4.3%	-1.0%
	生きびん	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	雑びん	0.3%	0.1%	0.2%	0.1%
びん・缶・	飲用・食用スチール缶	0.1%	0.1%	0.0%	-0.1%
ペットボトル	飲用・食用アルミ缶	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
	エアゾール缶等(中身なし)	_	0.0%	0.0%	0.0%
	ペットボトル	0.5%	0.5%	0.3%	-0.1%
	衣類	4.0%	3.7%	2.8%	-0.9%
	発泡スチロール製食品トレイ(白)	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
その他	発泡スチロール製食品トレイ(柄)	_	0.1%	0.2%	0.1%
資源物	ボトル容器	_	1.1%	1.0%	-0.1%
貝伽彻	キャップ類	_	0.1%	0.1%	0.0%
	乾電池	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%
	蛍光管	_	0.0%	0.0%	0.0%
 紙類		18.6%	15. 7%	15. 1%	-0.6%
びん・缶・ペットボトル					
		1. 0% 4. 1%	0.7%	0.6%	-0.1%
	その他資源物		5.0%	4.2%	-0.8%
	合計	23. 7%	21.4%	19.8%	-1.6%

不燃ごみ



不燃ごみに含まれる資源物の割合

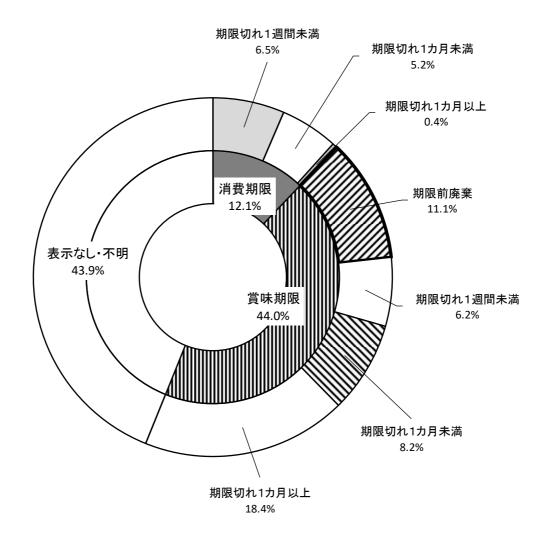
		平成21年度	平成26年度	令和元年度	増減
	新聞	0.4%	0.3%	0.1%	-0.2%
	折込広告	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	雑誌•本	0.0%	1.0%	0.0%	-1.0%
紙類	段ボール	0.6%	0.1%	0.2%	0.2%
和联组	紙パック	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	OA用紙	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	容器包装紙類	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%
	その他紙類	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
	生きびん	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	雑びん	8.2%	5.4%	2.4%	-3.0%
びん・缶・	飲用・食用スチール缶	2.6%	1.2%	0.9%	-0.3%
ペットボトル	飲用・食用アルミ缶	0.8%	0.3%	0.1%	-0.2%
	エアゾール缶等(中身なし)	_	0.8%	1.2%	0.4%
	ペットボトル	0.4%	0.1%	0.0%	-0.1%
	衣類	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
	発泡スチロール製食品トレイ(白)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	発泡スチロール製食品トレイ(柄)	_	0.0%	0.0%	0.0%
資源物	ボトル容器	_	0.2%	0.4%	0.3%
貝/派物	キャップ類	_	0.0%	0.1%	0.0%
	乾電池	1.6%	1.4%	1.6%	0.2%
	蛍光管	_	1.2%	1.2%	0.0%
		1.4%	1.6%	0.5%	-1.2%
びん・缶・ペットボトル		12.0%	7.9%	4.6%	-3.3%
	その他資源物		2.8%	3. 3%	0.5%
	승計	1. 7% 15. 1%	12.3%	8.4%	-4.0%

〇食品ロス

- 可燃ごみに含まれる食品ロスの割合は、直接廃棄(手つかず)が2.4%、直接廃棄(使い残し)が2.1%、食べ残しが2.9%です。
- 生ごみに占める割合は、直接廃棄(手つかず)が7.1%、直接廃棄(使い残し)が6.3%、食べ残しが8.7%です。

	可燃ごみに 占める割合	生ごみに占 める割合
直接廃棄(手つかず)	2.4%	7.1%
直接廃棄(使い残し)	2.1%	6.3%
食べ残し	2.9%	8.7%
食品ロス小計	7.3%	22.1%
調理くずなど	25.8%	77.9%
合計	33.2%	100.0%

- 直接廃棄(手つかず)のうち、消費期限の表示があるものは12.1%、賞味期限の表示のあるものは44.0%、表示なし・不明が43.9%です。
- このうち、賞味期限前に廃棄されたものは11.1%です。



資料6 容器包装プラスチック分別収集の環境負荷・コスト評価

プラスチック製容器包装の分別収集は、ごみ減量に効果があります。しかし、ごみが減っても環境負荷が低減しない、あるいは低減効果がかけた費用に対して低いと実施する意味がありません。ここでは、プラスチック製容器包装を分別収集した場合とサーマルリサイクルした場合の代表的な環境負荷である二酸化炭素排出量とコストについて評価します。

1 温室効果ガス排出量

(1)シナリオと評価方法

容器包装プラスチックを分別収集して再商品化する場合(以下、「分別収集シナリオ」という。)と、容器包装プラスチックを可燃ごみとして収集してサーマルリサイクルする場合(以下、「サーマルリサイクルシナリオ」という。)を設定して比較しました。

分別収集シナリオの二酸化炭素排出量は再商品化手法によって異なります。「プラスチック製容器包装再商品化手法およびエネルギーリカバリーの環境負荷評価(LCA)」(2019年6月、財団法人日本容器包装リサイクル協会)では、ライフ・サイクル・アセスメント(LCA)手法を用いて、再商品化手法ごとの二酸化炭素排出量を評価しています。そこで、二酸化炭素削減効果が最も高い再商品化手法としてケミカルリサイクルの「コークス炉化学原料化」を、最も低い再商品化手法としてマテリアルリサイクルの「リターナブルパレット(木材製パレット代替)」を用いて比較しました。

(2) 二酸化炭素排出量

サーマルリサイクルでは、2,340t の二酸化炭素が排出されます。これに対して、分別 収集してマテリアルリサイクルを行った場合には 2,632t が排出され、サーマルリサイク ルと比較して 292t 増加します。ケミカルリサイクルを行った場合には 308t が削減され、サーマルリサイクルと比較して 2,648t 減少します。

容器包装プラスチックの分別収集を実施したとしても、再商品化手法によっては必ずし も二酸化炭素排出量の削減効果が期待できないことになります。

単位:t-CO₂/年

シナリオ	二酸化炭素排出量	サーマルリサイクル と比較した増減量
サーマルリサイクル	2,340	
分別収集(マテリアルリサイクル)	2,632	292 増加
分別収集(ケミカルリサイクル)	-308	2,648 減少

2 コスト評価

サーマルリサイクルシナリオと分別収集シナリオのコストを比較しました。その結果、 分別収集シナリオはサーマルリサイクルシナリオに比べて、約 1.6 億円のコスト増となり ます。

3 結論

現在の容器包装リサイクル法の枠組みでは、再商品化手法は入札によって決まるため、 自治体が再商品化手法(リサイクル方法)を選択することはできません。そのため、入札 の結果によって、マテリアルリサイクル「木材製パレット代替」となった場合には、コス トをかけても二酸化炭素排出量が増加してしまうという結果になります。

ケミカルリサイクル「コークス炉化学原料化」となった場合は、1.6 億円のコスト増で 2,648t の二酸化炭素排出量が削減できます。この場合、二酸化炭素排出量 1t を削減する ために、5.9 万円の追加費用がかかる計算になります。排出権取引では、二酸化炭素の排出権は 1t 当たり数千円で取引されていますので、ケミカルリサイクル「コークス炉化学原料化」の場合でも、費用対効果は高いとはいえません。

サーマルリサイクルと比較した削減量t-CO2/年	2,648
分別収集による追加費用(万円/年)	15,673
二酸化炭素1t削減のための追加費用(万円/t)	5.9

そのため本区では、引き続きサーマルリサイクルを継続します。そして、容器包装リサイクル法の改正状況や技術的な動向・分別収集に対する国等の動向、費用対効果を注視し、 分別収集の導入を検討します。

資料7 文京区リサイクル清掃審議会委員・幹事名簿

委員任期:2019(平成31)年3月20日から2021(令和3)年3月19日

		区分	氏 名	ふりがな	所属团体等
0	1	学識	薮田 雅弘	やぶた まさひろ	中央大学経済学部 教授
0	2	経 験 者	南部 和香	なんぶ かずか	青山学院大学社会情報学部 准教授
	3		諸留 和夫	もろとめ かずお	文京区町会連合会 会長
	,	区	千代 和子	ちよ かずこ	文京区女性団体連絡会 副会長(令和2年7月1日まで)
	4	内 関	永瀬 智江子	ながせ ちえこ	文京区女性団体連絡会 企画部長(令和2年7月2日より)
	5	係 団	阿部 貞二	あべ ていじ	文京区リサイクル事業協同組合 専務理事
	6	体 •	渡辺 新吉	わたなべ しんきち	東京商工会議所文京支部 医療産業分科会 副分科会長
	7	大 規	寺澤 弘一郎	てらさわ こういちろう	文京区商店街連合会 副会長
	8	模 事	三浦 香代子	みうら かよこ	文京区消費者団体連絡会(新日本婦人の会文京支部所属)
	9	· 業 者	小西 孝蔵	こにし こうぞう	ステージ・エコ実行委員会 副委員長
	10	の 推	村田 重子	むらた しげこ	リサイクルイン文京 副会長
	11	薦委	吹野 公一郎	ふきの こういちろう	株式会社東京ドーム
	12	員	平野 今日介	ひらの きょうすけ	学校法人東洋大学
	13		牧谷 嘉明	まきたに よしあき	文京区立小学校PTA連合会
	14		浅野 千津子	あさの ちづこ	
	15	公	甲野 三枝子	こうの みえこ	
	16	募委員	小堺 智子	こざかい ともこ	
	17	員	篠木 昭夫	しのぎ てるお	
	18		村田 薫	むらた かおる	
	10		山本 育男	やまもと いくお	幹事(資源環境部長)(平成31年3月31日まで)
	19		八木 茂	やぎ しげる	幹事(資源環境部長)(平成31年4月1日より)
	20	幹	高杉 信二	たかすぎ しんじ	幹事(文京清掃事務所長)(平成31年3月31日まで)
		事	村田 博章	むらた ひろあき	幹事(文京清掃事務所長)(平成31年4月1日より)
	2.1		齋藤 勝美	さいとう かつみ	幹事(リサイクル清掃課長)(令和2年3月31日まで)
	21		村岡 健市	むらおか けんいち	幹事(リサイクル清掃課長)(令和2年4月1日より)

◎会長 ○職務代理者

資料8 計画の策定経過について

	開催日	主な議題
	2019 (平成31) 年	〇委員委嘱
第1回審議会	3月20日	○諮問
第0回 京 議会	2019 (令和元) 年	
第2回審議会	6月10日	○施設見学会
第2回 東議 会	2019 (令和元) 年	〇「文京区一般廃棄物処理基本計画」の進捗状況について
第3回審議会	10月17日	○循環型社会の実現に向けた国内外の動向
第4回審議会	2019 (令和元) 年	○基礎調査の概要について
第4回審議会	11月11日	○ 登碇制度の成安に シバ (
第5回 東議会	2019 (令和元) 年	○「文京区一般廃棄物処理基本計画」改定に係る区の課題
第5回審議会	12月16日	について
第6回 南議会	2020 (令和2) 年	〇「文京区一般廃棄物処理基本計画」改定について
第6回審議会	2月3日	O部会について
第1回 食品ロス	2020 (令和2) 年	○食品ロス削減推進計画について
検討部会	7月6日	
第1回 廃プラス	2020 (令和2) 年	 ○プラスチックごみの削減の推進について
チック検討部会	7月6日	しノフステックとのUnilingUniteに 2016
	2020(令和2)年	○部会報告について
第7回 審議会	,,_, ,	○「文京区一般廃棄物処理基本計画」具体的施策の検討に
	7月30日	ついて
第0回 童謡今	2020(令和2)年	〇「文京区一般廃棄物処理基本計画」改定に係る中間の
第8回審議会	8月18日	まとめ(素案)について

資料9 語句の説明

【ア】

いっぱんはいきぶつ一般廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第2条第4項において「産業廃棄物」として指定されている物以外の廃棄物をいう。

なお、同法律では、第2条において、「廃棄物」とは、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、 汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であっ て、固形状又は液状のものをいう」と定めている。

● 一般廃棄物処理計画

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項により、区市町村に策定を 義務づけられた、当該区市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画。

SDG_s(エス・ディー・ジーズ)

「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称。2015 (平成 27) 年9月、国連サミットにおいて採択された、持続可能な世界を実現するための2016 年から2030 年までの国際目標である。17 のゴールと 169 のターゲットから構成されている。

[カ]

● 環境負荷

人が環境に与える負担を指す。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、 環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの をいう」としている。

こうきょうげすいどう公共下水道

公共下水道は、原則として市町村の事務である。東京都は都制をとっているため、 23 区部全域で都が「市」の立場で下水道事業を行っている。

こうしゅうえいせい公衆衛生

地域全体の健康への脅威を取り除くこと。廃棄物処理法は、公衆衛生の向上を廃棄物処理の目的と規定している。

こがたかでん小型家電

一般消費者が通常の生活に用いる電気製品のうち、携帯電話やデジタルカメラなど、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令」の第 1 条に規定するものをいう。

【サ】

● 最終処分

ごみを最終的に処分すること。ごみは、収集・運搬された後、焼却等の中間処理を経て最終処分される。最終処分のほとんどは埋立処分によって行われている。また、埋立処分を行う施設を最終処分場という。

● 再商品化手法

容器包装リサイクル法に基づいて収集されたプラスチックごみは、様々な方法でリサイクルされるが、これらのリサイクル方法を再商品化手法という。再商品化手法には、材料リサイクル、ケミカルリサイクル、固形燃料等がある。

さんぎょうはいきぶつ **産業廃棄物**

事業活動に伴って排出された廃棄物のうち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 第2条第4項及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第2条で定める20 種類の廃棄物のことをいう。産業廃棄物は、廃出事業者が自ら処理することが原則と されている。

● 事業系ごみ

事業活動に伴って生じた廃棄物をいい、「文京区廃棄物の処理及び再利用に関する 条例」第9条第2項において、「事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において適正 に処理しなければならない。」と定めている。

事業用大規模建築物

「文京区廃棄物の処理及び再利用に関する規則」第4条に規定する、事業用途に供する部分の床面積の合計が3,000 m以上の建築物を指す。

● 事業用中規模建築物

「文京区事業用中規模建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱」第3条に規定する、事業用途に供する部分の床面積の合計が1,000 ㎡以上3,000 ㎡未満の建築物を指す。

● 集団回収

10世帯以上の区民で構成されるグループ(実践団体)で家庭から出る資源を集めて、民間の資源回収業者へ引き渡す、自主的な資源回収システム。

● 循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方に代わる社会をイメージして 使われるようになった概念。「循環型社会形成推進基本法」は、循環型社会を「天然資 源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会」と定義している。

循環型社会形成推進基本法

廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本方針を定めるために 2000 年に制定された環境省所管の法律。同法は基本法であり、政策の基本的方向を示す。

● **浄化槽汚泥**

微生物を使い汚水を浄化する機器を浄化槽といい、汚水を処理した後に浄化槽に集積する残さを浄化槽汚泥という。

● 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

使用済小型電子機器等に含まれているレアメタル等の有用金属の回収を目的に制定された個別リサイクル法。それまでの個別リサイクル法と異なり、リサイクルを義務づけず、市場原理に委ねてリサイクルの促進を図る内容となっている。

● 食品リサイクル法

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(平成 12 年制定)の略。食品の売れ残りや食べ残し、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物を減らし、リサイクルを進めるため、生産者や販売者などに食品廃棄物の減量・リサイクルを義務づけた法律。2007(平成 19)年の改正により、小売業などの食品関連事業者に対する指導監督の強化と再生利用等の取り組みの円滑化措置が講じられた。

● 食品ロス

買い過ぎ・期限切れ・食べ残し・過剰な除去(野菜の皮など)等により、本来食べられたはずなのに廃棄されてしまう食品のこと。

3R (スリーアール)

「循環型社会形成推進基本計画」に規定された廃棄物処理の3つの基本、Reduce (リデュース:発生抑制)、Reuse (リユース:再使用)、Recycle (リサイクル:再資源化)の頭文字をとったもの。Refuse (リフューズ:断る)を加えて4Rと称される事もある。

● 生活環境

人間の日常生活の営みに影響を与える、大気・水・土壌その他の自然的もしくは社会的な状況。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」は、生活環境の保全を、公衆衛生の向上とならんで、廃棄物処理の目的としている。

[夕]

ります サ 間 処理

収集した可燃ごみを燃やしたり、不燃ごみを破砕、選別することで、できるだけ小さく軽くし、最終処分場に埋め立て後も環境に悪影響を与えないように処理すること。

● ディスポーザ汚泥

ディスポーザで破砕した生ごみを含む排水を排水処理装置で処理をしてから下水 道に流すディスポーザ排水処理システムから発生する汚泥のこと。

● 東京二十三区清掃一部事務組合

清掃工場等の整備・管理・運営など中間処理について、23 区が共同処理することを目的として、「地方自治法」第 284 条第2項の規定に基づき、2000(平成 12)年4月に設立された組織。

とうきょうにじゅうさんくせいそうきょうぎかい 東京二十三区清掃協議会

23 区と清掃一部事務組合の共通する事務の一部を共同で処理するために設立した地方自治法上の組織。

【ナ】

生ごみ

ごみのうち、おもに調理に際して排出されるものや残飯など、水分量が高く腐敗し やすいもの。

[/\]

● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の定義や処理責任の所在、処理方法・処理施設・処理業の基準などを定めた法律。1970年に、従来の「清掃法」(1954)を全面的に改めて制定された。廃棄物の排出抑制と適正な処理、生活環境の清潔保持により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることが目的。

● ビルピット汚泥

建物内で発生した廃水をいったん地下に設けた排水槽(ビルピット)に受けてから下水道に放流する構造の建物がある。ビルピット汚泥とは、ビルピット底部に沈殿した泥状の廃棄物である。

ふみ みやこ そうごうせんりゃく 「文の京」総合戦略

2010 (平成 22) 年6月に策定した「基本構想」が計画期間であるおおむね 10 年を迎えることや、「基本構想実施計画」についても計画期間が満了したことに伴い、新たに策定した区の最上位計画。先を見通すことが難しい「変化の時代」に適応する

区政運営を推進するため、計画全体の体系を再構築し、重要性・緊急性が高い区の優 先課題を明らかにした「重点化計画」として、財政的な裏付けの下、各施策を推進し ていく。

● ふれあい指導

清掃事務所、区民及び事業者との間で、リサイクル及び清掃事業に係る問題についての対話を活発化し、ごみ分別の徹底、減量や適正排出等について、区民及び事業者に一層の理解と協力を得るため、清掃事務所においてふれあい指導班を設置し、巡回指導を行っている。

● 文京区リサイクル清掃審議会

「文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」に規定される区長の附属機関。廃棄物の適正な処理及び再利用を行い、清掃事業の効率的な運営を図るために、区長の諮問に応じて廃棄物の処理の基本方針に関すること等を調査、または審議する。

[マ]

モノ・プラン文京

2000(平成 12) 年3月に策定された「文京区一般廃棄物処理基本計画(モノ・プラン2000文京)」は、区内の生産・消費活動から排出されるごみとなる前の時点でのモノに着目して、モノの流れを把握し、発生抑制を主眼とした効果的な施策を展開することで、文京区版循環型社会である「モノ配慮社会」を目指す計画として「モノ・プラン文京」と名づけられた。

新計画においても、区民に広く知られている「モノ・プラン文京」という呼称を引き続き使用している。

【ヤ】

● 有害廃棄物

有害な物質の含有、爆発性、引火性、腐食性、感染性など、公衆衛生や生活環境保 全の観点から好ましくない性質を持つ廃棄物。

● 容器包装リサイクル法

容器包装廃棄物のリサイクルを製造者に義務づけた法律として、1995 (平成 7) 年に制定。消費者は分別排出、区市町村は分別収集、事業者は再商品化という三者の 役割分担により容器包装のリサイクルを推進する。